

第1回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成31年4月24日（水）14:30～16:30

場所 市役所本庁舎6階全員協議会室

— 次 第 —

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ 深澤義彦 市長

4 委員自己紹介

5 委員長及び副委員長の選出について

6 議 事

（1）説明・報告事項

- ① 鳥取市市民自治推進委員会の位置づけと役割等について【資料1】
- ② 鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について【資料2】

（2）協議事項

- ① 市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について【資料3】
- ② 任期中の活動計画（案）について【資料4】

（3）その他

次回日程 6月下旬を予定

7 閉 会

鳥取市市民自治推進委員会委員

【H31.4.1～R3.3.31】

(50音順)

氏 名	所 属 等	区分
ウエダ マサトシ 上田 雅稔	弁護士	学識経験のある者
クラモチ ヒロミ 倉持 裕彌	公立鳥取環境大学経営学部准教授	学識経験のある者
ササキ コ 佐々木 ちゑ子	鳥取市連合婦人会会長	民間団体に属する者
シミズ 清水 はるみ	「安全食品を守る会」代表	公募による者
シモザワ マサユキ 下澤 理如	鳥取市自治連合会副会長	民間団体に属する者
スズキ ツタ オ 鈴木 伝男	城北地区自治連合会副会長	公募による者
ツバキ ヨシヒロ 椿 善裕	(公財)とっとり県民活動活性化センター 企画員	民間団体に属する者
ナカガワ ゲン ヨウ 中川 玄洋	(特非) 学生人材バンク 代表理事	民間団体に属する者
ニシ ガミ ヨウジ 西上 洋治	鳥取市公民館運営審議会委員 鳥取市少年愛護センター運営委員 佐治町古市実行組合長	公募による者
ミヤザキ カズヨシ 宮崎 和義	(社福) 鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係長	民間団体に属する者

※ 所属等については平成31年4月1日時点のもの

「鳥取市市民自治推進委員会」の位置づけと役割等について

1. 委員会の位置づけ等

鳥取市市民自治推進委員会(以下「委員会」という)は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関で、その設置については鳥取市自治基本条例第29条に規定しています。自治基本条例(参考資料①)の趣旨に基づき、本市の参画及び協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行う機関です。

2. 委員数 10人以内

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

3. 任期 委嘱の日から2年間(平成31年4月1日～令和3年3月31日)

補欠委員の任期は前任者の残任期間
再任可能

4. 委員会の開催

委員会は、年6回程度開催
開催には委員の半数以上の出席が必要

5. 委員報酬 7,000 円／回・人を費用弁償

6. 所掌事務

- (1) 参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項並びに自治基本条例の運用及び見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、答申すること。
- (2) 前号に定める事項について、調査及び審議をし、市長に意見を述べるとともに、市民に公表すること。
- (3) その他自治の推進に関する事項について、調査及び審議をすること。

鳥取市自治基本条例の解説

平成26年5月改訂

鳥 取 市

鳥取市自治基本条例について

1. 条例見直しの背景と経過

(1) 背景

近年国内で発生した災害等を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の不測の事態に備えて、自治体における危機管理体制を充実強化することが求められています。

本市においてもその姿勢をより明確にするため、本条例の中に新たな項目として、「危機管理」条項を追加するものです。

(2) 経過

平成20年10月1日に施行し、本市のまちづくりを行うための基本ルールと位置付ける「鳥取市自治基本条例」について、条例第29条の規定に基づき、条例施行日から4年を超えない期間とされる平成24年9月に、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討していただくことを目的として、市長より鳥取市市民自治推進委員会へ諮問を行いました。

諮問を受け、委員会においては第5回から第11回まで計7回の委員会を開催し、条例の検討を行い、平成25年3月21日に「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」を市長へ提出されました。

これを踏まえ、このたび「危機管理」条項を追加することとしています。

2. 条例の内容

本条例では、市民と市が自治の主体であり、両者のたゆみない努力により自治を維持することを自治の基本理念として明確にするとともに、市民、議会、行政の役割及び責務、参画と協働のまちづくりを推進するための仕組み、市政運営のあり方など、鳥取市のまちづくりの基本ルールを明らかにしています。

3. 条文数

30条（平成25年12月20日改正により29条から30条へ）

4. 条例の具体的な特徴

(1) 全体

本条例の名称は、「鳥取市自治基本条例」としています。本条例は、自治の基本理念や自治運営を担う主体の役割、責務等、参画及び協働の仕組み、市政運営などについて定めており、類型で言えば、いわゆる完全型（フルセット型（※））となっています。また、市民の皆さんに親しまれる条例にするため、「です、ます」の敬体で表現しています。本市において敬体で表現する初めての条例となります。

※フルセット型

「フルセット型」とは、自治基本条例の要件である①自治の基本理念、②自治の主体としての市民、③行政・議会の組織・運営・活動に関する基本的事項、④市民・市民活動団体の活動に関する事項のすべてが網羅されている条例である。

これに対して、①から④のうち一部が欠けているのが「サブセット型」である。

〔出典：相模女子大学 松下啓一客員教授著「自治基本条例のつくり方」〕

(2)前文

条例を制定する趣旨、本市の歴史や特色、市民のまちづくりに対する決意などを明確にした、前文を設けています。

【参考】前文を設けている本市の条例
鳥取市男女共同参画推進条例

(3)条例の位置づけ〔第3条〕

自治の基本となる規範であることを明確にしています。

(4)自治の基本理念〔第4条〕

市民と市が自治の主体であることを基本とし、両者がたゆみない努力によって自治を維持することとしています。

(5)自治の基本原則〔第5条・第6条〕

市民と市が参画と協働のまちづくりを推進する「参画及び協働の原則」と、それぞれが保有する情報を共有する「情報共有の原則」を盛り込み、本市は参画と協働を基本としたまちづくりを行うことを明確にしています。

(6)コミュニティ〔第13条〕

コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを明確にし、市民と市はコミュニティを守り育てることとしています。また、地区公民館をコミュニティ活動の拠点施設として位置づけ、コミュニティの充実、強化に努めることとしています。

(7)危機管理〔第24条〕

近年国内で発生した災害等を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の不測の事態に備え、危機管理体制の充実強化に努めることとしています。

(8)意見等への対応〔第25条〕、市民政策コメント〔第26条〕、住民投票〔第27条〕

第8章に、市民意思の表明、尊重として、意見等への対応、市民政策コメント、住民投票を定めています。住民投票については、事案ごとに投票の手続、投票要件などを定める条例を制定し実施する、非常設型としています。

(9)市民自治推進委員会〔第29条〕

本条例の実効性を高めるため、市長の附属機関として市民自治推進委員会を設置します。委員会では、参画と協働のまちづくりの推進に向けた調査、審議を行い、意見を述べるとともに、その結果を市民に公表することとしています。

(10)条例の見直し〔第30条〕

本条例を社会情勢に適合した条例とするため、4年を超えない期間ごとに条例内容を検討し、必要に応じて条例の見直しを行うこととしています。

【鳥取市自治基本条例の構成及び目次】

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	2
第2条 定義	2
第3条 条例の位置づけ	4
第2章 自治の基本理念	
第4条	4
第3章 自治の基本原則	
第5条 参画及び協働の原則	4
第6条 情報共有の原則	5
第4章 自治を担う主体の責務等	
第1節 市民	
第7条 市民の権利	5
第8条 市民の責務	6
第2節 議会	
第9条 議会の役割及び責務	7
第10条 議員の責務	7
第3節 市長及び市の職員	
第11条 市長の役割及び責務	8
第12条 職員の責務	9
第5章 コミュニティ	
第13条	9
第6章 市政運営	
第14条 市政運営の原則	11
第15条 総合計画	12
第16条 財政運営	12
第17条 組織	14
第18条 情報の公開及び提供	14
第19条 個人情報の保護	15
第20条 行政手続	16
第21条 行政評価	17
第22条 附属機関等の委員の選任	17
第23条 説明責任	18
第7章 危機管理	
第24条	18
第8章 市民意思の表明及び尊重	
第25条 意見等への対応	19
第26条 市民政策コメント	19
第27条 住民投票	20
第9章 国及び自治体等との連携及び協力	
第28条	22
第10章 市民自治推進委員会	
第29条	22
第11章 条例の見直し	
第30条	23
附則	23

!! 取市自治基本条例

次

前文

- ① 則② ③ 条④ ⑤ 条⑥
- ⑦ 自治の基本⑧ 念⑨ ⑩ 条⑪
- ⑫ 自治の基本原則⑬ ⑭ 条・ ⑮ 条⑯
- ⑰ 自治を担う主体の責務⑱
- ⑲ ⑳ 市民⑪ ⑫ 条・ ⑬ 条⑭
- ⑮ ㉑ 議会⑫ ⑬ 条・ ⑭ ㉒ 条⑯
- ⑰ ㉓ 市長及び市の職員⑫ ⑬ 条・ ⑭ ㉔ 条⑯
- ⑱ ㉕ コミュニティ⑫ ⑬ 条⑭
- ㉖ ㉗ 市政運営⑫ ⑬ 条⑭ ㉘ 条⑯
- ㉙ ㉚ 危機⑫ ㉛ 条⑭
- ㉜ ㉝ 市民意思の表明及び尊重⑫ ㉞ 条⑭ ㉟ 条⑯
- ㊱ ㊲ 国及び自治体㊳との連携及び協力⑫ ㉞ 条⑭
- ㊴ ㊵ 市民自治推進委員会⑫ ㉞ 条⑭
- ㊶ ㊷ 条例の見直し⑫ ㉞ 条⑭

附則

前文

!! 取市は、唱歌「故郷① ふるさと②」の情景をほうふつとさせる。豊かな自③、千代川の「流や
!! 取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。
その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自③からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国
の歴史や多彩な伝④ 文化をはぐくんできました。
そして、幾たびかの自③害にも英⑤ と不屈の⑥ を持つて乗り⑦ えて、今日まで⑧ 活を営んで
きました。
私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財⑨ に感謝しながら、将来を担う子どもた
ちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでい
かなければなりません。
そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、
責任を持って行動する取組が必要です。
このような認識のもと、私たちは、!! 取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であるこ
とを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をし
ました。
ここに、私たちは、自治の基本⑧ 念を確⑩ し、個人の尊厳と自③が尊重され、豊かな地域⑪ 会を
創造するため、この条例を制定します。

【解説】

ここでは、条例制定の趣旨やまちづくりに対する基本④ な考え方、決意などを明確にしています。
前文は、本条例全般にわたっての解釈や運用のよりどころとなるものです。
ここでいう「私たち」とは、自治(※1)の主体である「市民」と「市」を表しており、この前文は、
市民と市の協働によって自治を行うことを決意表明するものです。
本市は、豊かな自③、因幡地方特有の歴史、文化など、全国に誇れる⑥ 重な有形・⑦ 形の財⑨ を
有しています。そして、市民の粘り強い努力により、たび重なる自③害などの逆境を乗り⑦ えて、
㉞展してきました。
また、平成㉟ 年㉟ 月には、周辺⑪ 村との合併に伴い特例市(※2)となり、山陰の中核⑫ 市と
して新たな歴史をつくっています。
㉞ 万⑫ 市となった!! 取市が将来にわたって持続④ に㉞展していくためには、全市が一体となり、

自治を担う「市民」と「市」がそれぞれの特性をつかしながら協働してまちづくりを行うことが必要です。本条例を本市のまちづくりの基本ルールとし、「市民」と「市」が自ら自治の主体であることを自覚しながら、それぞれの役割を果たすことにより、市民一人ひとりが大切にされる豊かな地域の会を創造することとしています。

【参考】

- ↓ ※ ⇐ ⇨ 自治とは、自分たちのことは自分たちの責任において決めて行うことをいいます。つまり、地方自治とは、地域の運営については、国の関与によらず、市民の意思に基づき主体がに行うということです。日本国憲法 第 条においても、自治体の組織や運営については、「地方自治の本旨」に基づいて行われることとされています。この「地方自治の本旨」とは、一般に、地方における行政を、その自治体の住民の意思と責任に基づいて行う「住民自治」と、国から独した地方自治体として、自らの権限と責任に基づいて地域の行政を行う「団体自治」の三つの要素からなると言われています。この三つは、しばしば二の両輪に例えられ、一方の実現のためには他方の拡充が求められるという。補う関係にあります。
- ↓ ※ ⇐ ⇨ 特例市とは、地方分権をめとした地方自治法の改正により、新たに創設された新市制度であり、政令で指定する人口 十 万人以上の新市をいいます。特例市となることにより、道府県から活境を守るための騒音、悪臭、振動などを規制する権限、土地利用に関する開行の許可などの権限が与譲されるため、より一層の地域の実状に応じた行政サービスの提供や事務処理のスピードアップが図られます。

第 Ⅱ 章 規 則

↓ 第 条 ⇐ ⇨

この条例は、本市の自治の基本の念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域の会の創造につなぐすることをめとします。

【解説】

この条では、本条例に定める基本の事項や条例制定のめを規定しています。

本条例を制定するめについては、前文にも明記されていますが、一見して本条例の趣旨や内容などを具体にかつ容易に理解できるよう、改めて規定しています。

本条例は、本市の自治を行う上での基本な考え方や各主体の役割などを明確にし、参と協働のまちづくりを進め、豊かな地域の会を実現するために制定することとしています。

↓ 定義 ⇐ ⇨

第 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ↓ ⇐ ⇨ 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- ↓ ⇐ ⇨ 執行機関 市長、教育委員会、選挙管委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定地評価審査委員会をいいます。
- ↓ ⇐ ⇨ 市 議会及び執行機関をいいます。
- ↓ ⇐ ⇨ 参 市民としてまちづくりの企画の策案から実施、評価までの各過程に主体がに参加し、意思決定に関わることをいいます。
- ↓ ⇐ ⇨ 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の場で協力し合うことをいいます。
- ↓ ⇐ ⇨ コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主にに形成された組織であって、公的性を有する活動を行うものをいいます。

【解説】

この条では、本条例の中で使用する用語のうち、共通認識をしておく必要がある自治に関する重要なキーワードについての意義を規定しています。

Ⅱ Ⅲ Ⅳ 市民

市民とは、Ⅱ 取市内に住所を有する人「住民」(※1)のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内において様々な事業や活動を行っている団体をいいます。これは、本市には、住む人や働く人、学ぶ人など、様々な人がⅢ 活しており、地域が抱える多様なⅣ 題を解決していくためには、住民だけでなく、本市にⅢ 活する幅広い人たちが協力し合ってまちづくりに取り組むことが重要であるとの認識に基づくものです。

また、市内をⅢ 活として活動している事業者や団体も、地域Ⅳ 会を構成する一員であることを自覚し、地域Ⅳ 会と協調していくことが求められています。

Ⅱ Ⅲ Ⅳ 執行機関

執行機関とは、「市長」及び地方自治法 Ⅲ Ⅳ Ⅴ 条のⅢ 1 項及び同条 Ⅳ (※2)の規定により設置が義務づけられている「委員会」及び「委員」をいいます。

(3) 市

市とは、市民の負託に基づき、団体自治を担う「議会」と「執行機関」をいいます。通常、「市」という場合には、行政区分としての「鳥取市」そのものを指す場合や執行機関のみを指す場合があります。本条例では、用語の定義を明確にするため、「議会」と「執行機関」を合わせた「地方公共団体」を「市」とし、行政区分としての「鳥取市」を「本市」としています。

(4) 参画

参画とは、市民が市政に参加するだけでなく、市の政策の形成から評価に至るあらゆる過程に、自らの意思で主体的に関わることをいいます。「参画」は、「参加」より行政活動への関与の度合いが強く、原則として責任のある役割を担う意味を持ちます。

(5) 協働

協働とは、市民と市が、互いの活動や特性などを尊重し、共通の目的の達成に向けてそれぞれの役割や責務などを果たしながら、対等な立場で協力し合うことをいいます。

(6) コミュニティ

コミュニティとは、地域性や共通の活動目的などにより、信頼関係のもとに自主的につくられた組織のうち、その活動が公共の福祉につながるものをいいます。

コミュニティには、自治会などの地縁的な住民組織である「地域コミュニティ」と、NPO活動法人などの特定のテーマで活動する市民組織である「テーマコミュニティ」があります。本条例では、両者をまとめて「コミュニティ」として表しています。公益性を有する活動とは、営利を主たる目的とせず、不特定かつ多数の市民の利益の増進につながる活動をいいます。したがって、コミュニティには、宗教活動、政治活動及び暴力的不法行為などを行う組織は含まれません。

【参考】

(※ 1) 地方自治法では、住民の意義が規定されています。

地方自治法第10条（住民の意義及び権利義務）

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 （省略）

(※ 2) 地方自治法では、市町村に置かなければならない委員会・委員が規定されています。

地方自治法第180条の5（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない地方公共団体にあっては公平委員会

(4) 監査委員

→ ↓ ㄣ 略⇐

‡ 一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市、村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

↓ ⇐ ⇐ 農業委員会

↓ → ⇐ 固定財産評価審査委員会

‡ ㄢ ↓ ㄣ 略⇐

↓ 条例の位置づけ⇐

‡ 条 この条例は、本市の自治の基本となる規程であり、市は、他の条例の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

→ 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

【解説】

この条では、本条例の性格や取扱いについて規定しています。

1項では、本条例を本市の自治の基本となる規程(※1)として位置づけ、市は本条例の趣旨を尊重しながら、他の条例などの制定、改廃及び運用を行うこととしています。

2項では、市民と市は、本条例をまちづくりの基本ルールとして共通認識し、定められたそれぞれの役割や責務などを果たしながらまちづくりを行うことを明確にしています。

【参考】

↓ ※⇐ ⇐ 規程とは、行動や判断をする上での基となることをいいます。

→ (ウ) 自治の基本理念

‡ 条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

→ 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

【解説】

この条では、本市の自治における基本となる考え方について規定しています。

地方分権時代に、本市においての地方自治を実現するためには、市民の意思に基づく自治運営の仕組みを確立し、自治の担い手である市民と市が、本条例に定めるそれぞれの役割や責務を果たしていくことが重要です。

このため、本市の自治の主体は市民と市であることを基本とし、両者が常に努力しあって自治を行うことを基本理念としています。

‡ (ウ) 自治の基本原則

↓ 参事及び協働の原則⇐

⇐ 条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、互に理解と信頼関係のもとに、参事と協働のまちづくりを推進します。

→ 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参事及び協働の機会を保障します。

‡ 市は、市民が参事及び協働しないことによって、不利を受けることがないように配慮します。

【解説】

この条では、本市における参事と協働のまちづくりについての基本となる考え方や進め方を規定しています。また、この条は、本条例に定める参事・協働に関する制度などの具体的な役割を果たすものです。

1項では、市民と市は、参事・協働が市民の意思に基づく自治の基盤であることを認識しながら、互いの特性や役割などを理解し、信頼関係のもとに参事と協働のまちづくりを進めることとしています。

2項では、市は、市民の自主なまちづくり活動の促進と市民が市政に参画・協働できる機会を確保することとしています。

3項では、参画・協働は、市民の自主な意思に基づいて行われることが前提であるため、市は、参画・協働しないことを理由に市民が不利を被らないように、また、市民に参画・協働を強いることのないよう配慮することとしています。

【参考】

本市では、「取市市民活動の推進に関する条例」平成24年4月制定に基づき、市民参画及び市民活動の推進を図っています。具体には、市民活動のための情報発信や団体間の交流を行うことなどをねらいとして、市民活動拠点「アクティブとっとり」を設置したり、ボランティア団体、NPO、その他市民活動団体への支援を行うなど、市民活動の一層の促進を図っています。

なお、「アクティブとっとり」登録団体数は、条例が施行された平成24年度は10団体でしたが、平成25年度には15団体に増加し、平成26年度には20団体に増加しました。

↓ 情報共有の原則

第1条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を相互に共有します。

【解説】

この条では、市民と市がまちづくりに関する情報を共有することを規定しています。

情報の共有は、参画と協働のまちづくりを行うための前提となるものです。

市民と市は、互い、あるいは市民と市の互いが一方通行の情報発信ではなく、双方向の関係を築くことが重要です。市民と市は、それぞれが保有する情報を共通の財産として認識し、互いに相互に提供、共有することとしています。

ただし、市民又は市が提供する情報は、参画と協働のまちづくりに関するものに限定しており、個人のプライバシーに関わるものについては、互いに慎重な取扱いが求められます。

第2条 自治を担う主体の責務

第1項 市民

↓ 市民の権利

第1条 市民は、人として尊重され、自己と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

第1項 市民は、まちづくりに参画し、協働すること。

第2項 市が保有する情報を得ること。

第3項 行政サービスを受けること。

【解説】

この条では、本市の自治において、市民に保障されるべき権利を規定しています。

市民の自主なまちづくり活動や市政への参画や市との協働は、本市の自治の土台となる重要なものです。市民が参画・協働するためには、市が保有する市政に関する情報を得ることが前提となります。

このことから、第1項及び第2項では、市民は、市政に関する情報を得る、まちづくりに関して意見を表明し、提案するとともに、自らの創意工夫による実質的活動を行う権利を有することを明確にしています。

第3項では、行政サービスの提供は、自治の根幹となるものであり、市民は①しく行政サービスの提供を受ける権利を有する(※1)ことを明確にしています。ただし、行政サービスについては、それぞれの法令などで受けることのできる対象者が定められている場合があり、すべての市民がすべての行政サービスを②条件に③しく受けることができるという意味ではありません。

【参考】

↓ ※ ⇨ 地方自治法では、住民は、行政サービスを受ける権利を有することが規定されています。

地方自治法 ⇨ 条 住民の意義及び権利義務⇨

↓ ㊦ 略⇨

⇨ 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

↓ 市民の責務⇨

↓ 条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

↓ ⇨ ⇨ まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの言及び行動に責任を持つよう努めること。

↓ ⇨ ⇨ 行政サービスに伴う負担を分任すること。

【解説】

この条では、市民は、 ⇨ 条に定める権利が保障されると同時に、自治における責務(※1)を有することについて規定しています。この規定内容は、 ⇨ 条の市民の権利に対応させたものであり、権利に伴う義務について規定(※2)するものです。

⇨ 号では、市民がまちづくりに参画・協働するに当たっては、自らも自治の主体であることを自覚し、責任ある言と行動を行うこととしています。

⇨ 号では、 ⇨ 条 ㊦ 号の行政サービスを受ける権利に対し、行政サービスに伴う負担を分任することとしており、地方自治法 ⇨ 条で規定している住民の義務を含め(※3)、包括的に規定しています。この「負担」は、納税や受給者負担、分担金、使用料、手数料などなどの経費的な負担に限定せず、美化・清掃作業や防犯パトロール、除雪活動など、市民が主体に取り組む様々な地域活動も「負担」として幅広く捉えており、これらを市民全体で分かち合うこととしています。

【参考】

↓ ※ ⇨ 「責務」とは、一般には「責任を伴う義務」として「義務」を包括する広い概念で使われます。法律においても、努力義務的な規定をする場合に多く用いられます。一方、義務は、人として当てるしなければならないこと、従わなければならないことを意味し、強制力や拘束力を伴うもので、違反した場合には、罰、制裁が課せられる場合があります。この条の内容は、市民の主体的な意思によって保持されるものであり、「義務」では市民の主体性を阻害する恐れもあることから「責務」としています。

↓ ※ ⇨ 日本国憲法では、市民、国民に保障されている権利について、その保持に関する義務が規定されています。

日本国憲法 ⇨ 条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

↓ ※ ㊦ ⇨ 地方自治法では、住民の権利義務が規定されています。

地方自治法 ⇨ 条 住民の意義及び権利義務⇨

↓ ㊦ 略⇨

⇨ 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

↓ 議会の役割及び責務⇐

⇐ 条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政 への案及び市政への提言を行います。

→ 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政 形成機能の充実のため、の により調査研究に努めます。

※ 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

【解説】

この条では、市民を代表する議事機関(※1)としての議会の自治に果たす役割や責務について規定しています。

地方分権の進展により、本市には、自己責任・自己決定による自治した市政運営が求められる中、市民を代表し、市民の意向を適切に反映した市政の意思決定を行う議会の役割はますます重要なものとなっています。

1項では、議会の役割として、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政 への案及び市政への提言を行うこととしています。

2項では、市民の負託を受けた議員で構成する議会として、市政に市民の意向を反映するため、十分な審議と政 形成機能の充実を図るための調査研究に、の により努めることとしています。

3項では、議会は、議会運営の透明性を高めるため、議会活動に関する情報を負託されている市民に提供することとしています。

【参考】

↓ ※ ⇐ ⇨ 日本国憲法では、議会の議事機関としての位置づけが規定されています。

日本国憲法 ⇐ ※ 条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

→ ↓ 略⇐

日本国憲法 ⇐ ※ 条をうけて、地方自治法では、議会の設置が規定されています。

地方自治法 ↓ ⇐ 条 議会の設置⇐

普通地方公共団体に議会を置く。

↓ 議員の責務⇐

⇐ ⇨ 条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、確かな判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

【解説】

この条では、⇐ 条に定める議会の役割や責務を果たすための議員の責務について規定しています。

議員は、選挙によって市民の負託(※1)を受けていることを認識し、社会情勢や本市の様々な地域課題に適切に対応した意思決定ができるよう、常に自己研さんに努めることとしています。

【参考】

(※ 1)「負託」と「信託」は、どちらも任せるという意義ですが、議員は、選挙によって市民の期待、信頼及び信用を受けて選ばれ、それにこたえる責任を有していることから「負託」としています。

また、日本国憲法では、議員は住民の選挙によって選ばれることが規定されています。

日本国憲法第93条

(省略)

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

※ 23 市長及び市の職員

↓ 市長の役割及び責務⇐

⇐ ⇐ 条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

⇐ 市長は、市の職員↓ 以下「職員」といいます。⇐ を適切に指揮監₈ し、効₉な市政運営に努めます。

※ 市長は、市政の課題に₄ 確に対応できる₉ 識及び能力を持った人材の育成を図ります。

※ 市長は、執行機関。互の連携及び調整を図り、₄ 合₄な行政サービスの提供に努めます。

【解説】

この条では、市を₈ 轄し、これを代表する市長(※1)として、自治に果たす役割と責務について規定しています。

1項では、市長は、議員と同様に市民の負託(※2)を受けていることを認識し、公正で誠実な市政の執行を行うこととしています。

2項及び 3項では、市長は効₉ (※3)な市政運営に努めるとともに、課題に₄ 確に対応するため、市の職員への適切な指揮監₈ (※4)と人材育成を行うこととしています。

4項では、市長はいわゆる「₄ 割り行政」による行政サービスの低下を招かないよう、リーダーシップを₄揮して市長₈局や各₉行政委員会₈の連携、調整を図る(※5)こととしています。

【参考】

↓ ※⇐ ⇐ 地方自治法では、市長の権限について規定されています。

地方自治法 ⇐ ※ ⇐ 条↓ 長の₈ 轄代表権⇐

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を₈ 轄し、これを代表する。

↓ ※⇐ ⇐ 「負託」と「信託」は、どちらも任せるという意義ですが、市長は、選挙によって市民の期待、信頼及び信用を受けて選ばれ、それにこたえる責任を有していることから「負託」としています。

また、日本国憲法では、市長は住民の選挙によって選ばれることが規定されています。

日本国憲法 ⇐ ※ 条

↓ ⇐ 略⇐

⇐ 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

↓ ※※ ⇐ 地方自治法では、市の事務処₈について規定されています。

地方自治法 ⇐ 条↓ 地方公共団体の法人格とその事務⇐

⇐ ⇐ ⇐ ※ ↓ ⇐ 略⇐

⇐ ※ 地方公共団体は、その事務を処₈するに当つては、住民の福₉の増進に努めるとともに、最少の経₄で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

↓ ※※ ⇐ 地方自治法では、職員の指揮監₈に関する市長の権限について規定されています。

地方自治法 ⇐ ⇐ ※ 条↓ 職員の指揮監₈⇐

普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監₈する。

↓ ※⇐ ⇐ 地方自治法では、執行機関の組織について規定されています。

地方自治法 ⇐ ※ ↓ 条の※ ↓ 執行機関の組織⇐

↓ ⇐ 略⇐

⇐ 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関。互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を₄揮するようにしなければならない。

※ ↓ ⇐ 略⇐

↓ 職員の責務⇐

⇐ ⇐ 条 職員は、市民の負託にこたえ、法令⑧を遵守し、公正、誠実かつ能_レ々な職務の遂行に努めます。

⇐ 職員は、職務の遂行に必要な⑨識及び技能の向上に努めます。

‡ 職員は、協働の視_レに_レち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

【解説】

この条では、市長の補助機関(※1)としての職員の自治に果たす責務について規定しています。

この条で規定する内容は、地方行政に携わる職員として当_レのことですが、常に市民の視_レに_レち、これらを意識しながら職務に当たることを明確にするものです。

1項では、職員は ⇐ ⇐ 条の市長の役割を認識した上で、自らの職責が市民の負託に基づくものであることを自覚し、公共の福_レの向上を図るため、法令などを遵守しながら、誠実で能_レな職務の遂行に努めることとしています。

地方分権の進展により、執行機関が自らの責任のもとに行う職務の_レ囲や内容は、これまで以上に複雑多岐にわたるものとなります。2項では、このような状況に_レ確に対応するため、職員は市民とのコミュニケーション能力や政_レ能力、法務能力など、全体の奉仕者(※2)として必要な⑨識や能力の向上に努めることとしています。

3項では、職員一人ひとりが自らも市民であることを認識し、常に協働の視_レを持ちながら職務を遂行し、市民からの信頼を得るよう努めることとしています。

【参考】

↓ ※⇐ ⇐ 地方自治法では、職員は市長の補助機関として位置づけられています。

地方自治法 ⇐ ⇐ ‡ 条↓ 職員の指揮監_レ ⇐

普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監_レする。

↓ ※⇐ ⇐ 日本国憲法及び地方公務員法では、公務員の本_レや地方公務員のサービスの根本基_レなどについて規定されています。

日本国憲法 ⇐ ⇐ 条

↓ ⇐ 略⇐

⇐ すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一_レの奉仕者ではない。

地方公務員法 ‡ ⇐ 条↓ サービスの根本基_レ⇐

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利_レのために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

⇐ (ウ) コミュニティ

⇐ ‡ 条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

⇐ 市民は、コミュニティの活動への_レな参加に努めます。

‡ コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

‡ 市長は、コミュニティの活動に財政_レな支援その他必要な支援を行うよう努めます。

⇐ 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠_レ施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

【解説】

この条では、コミュニティ(※1)と市民、市との関係について規定しています。

本市において、地域の特性を活かしたまちづくりを進める上で、コミュニティの役割はますます重要なものとなります。

このため、1項では、市民と市は、地域の意思を反映し、まちづくりを多様に支えることがで

きるコミュニティの役割の重要性を認識し、それぞれの場で守り育てることとしています。

2項では、市民はコミュニティ活動の一層の活性化を図るため、活動への積極的な参加に努めることとしています。

3項では、コミュニティは市民や市と連携し、自らの活動の活性化に向けて努力することとしています。

4項及び5項では、市長はコミュニティ活動への様々な支援を行い、コミュニティの充実、強化を図ることとしています。

地区公民館は、地域住民の最も近な公共施設です(※2)。この地区公民館を、学習活動の拠点施設(※3)並びにコミュニティ活動の重要な拠点施設として位置づけ、市民と市が適切な協力関係のもとに支え合う「市民と市との協働のまちづくり」の実現に向けて、コミュニティの充実、強化を図ろうとするものです。

コミュニティは、現在、地区公民館をはじめ、人権福祉センターや町内会集会所、学校の空き教室など、地域にある様々な施設を拠点に活動を行っています。本市は、その中でも、市内全域に整備され、地域住民に様々な活動の拠点施設として認知されている地区公民館を、重要なコミュニティ活動の拠点施設として位置づけ、地域住民が主体的に施設を運営し、活発に利用していただく取組を進めています。

また、平成20年度から、本市における地区公民館の管理を行う部署を、市長部局に設置し、地区公民館の業務の一部を教育委員会から市長部局へ補助執行(※4)させています。さらに、本市職員からなる「コミュニティ支援チーム」を市内全域で構成し、地域を支援する体制を整備しました。

【参考】

※1 コミュニティには、自治会などの地域的な住民組織である「地域コミュニティ」と、特定のテーマで活動する市民組織の「テーマコミュニティ」があります。本条例では、両者をまとめて「コミュニティ」として表し、その活動が心豊かな地域社会の創造につながる組織として幅広く捉えています。市民の行政ニーズの多様化や市の組織のスリム化などに伴い、NPO法人などの市民活動団体が新たな公共の担い手として注目をされています。

一方、マンション世帯の増加などを背景とした住民の連帯意識の希薄化などにより、町内会の加入率は低下しています。

■ 法人認証数の推移 各年度 月 日現在

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
取市	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234
取県全体	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234

■ 町内会加入率の推移 各年度 月 日現在

《全市》

単位：％

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
加入率	71.7	71.0	70.2	69.3	68.9	69.0

《地域別》(H25)

単位：％

地 域	取 市	国 府 川	福 井	河 原	用 賀	佐 治	気 高	鹿 野	青 谷
加入率	66.1	62.7	83.3	85.9	86.6	96.4	80.3	79.0	87.6

※2 本市には、小学校区に1館の地区公民館、分館含むが設置されており、地域住民を中心に学習活動をはじめ、地域のコミュニティ活動など、様々な場面で利用され、地域に最も近な公共施設として親しまれています。

↓ ※※ ⇒ 社会教育法では、公民館の事業や事業などが規定されています。

社会教育法 第10条 公民館

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際に活に即する教育、学術及び文化に関する各々の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを旨とする。

社会教育法 第11条 公民館の事業

公民館は、第10条の旨の達成のために、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて定められたものは、この限りでない。

- ↓ 1 ⇒ 定期講座を開設すること。
- ↓ 2 ⇒ 討論会、講習会、講座、実習会、展示会を開催すること。
- ↓ 3 ⇒ 図書、記録、模型、資料を備え、その利用を図ること。
- ↓ 4 ⇒ 体育、レクリエーションに関する会を開催すること。
- ↓ 5 ⇒ 各々の団体、機関との連絡を図ること。
- ↓ 6 ⇒ その施設を住民の会その他の公共利用に供すること。

↓ ※※ ⇒ 地方自治法では、補助執行について規定されています。

地方自治法 第100条 事務の委任

普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその所属に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第102条の2項に規定する地域自治区の事務所、第103条の1項に規定する指定市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその所属に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

3 市政運営

1 市政運営の原則

第1条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

第2条 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

第3条 市長は、総合かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

【解説】

この条では、本市の持続的な発展と、市民が主役の協働のまちづくりの一層の推進を旨とした市政運営に関する基本的な考え方について規定しています。

1項では、市政運営は、市民の参画・協働を基本とし、市民の意思を市政に反映することとしています。

2項では、1項の市民の参画・協働を進めるため、市政の透明性の向上を図るとともに、市政の目指すべき方向性とその達成状況を明らかにし、「市民にわかりやすく、開かれた市政」を一層推進することとしています。

3項では、合併後の取市が均衡ある発展を遂げるよう、総合かつ中長期的な展望に即した市政運営を行うこととしています。

【参考】

↓ ※※ ⇒ 地方自治法では、市の役割について規定されています。

地方自治法 第10条 地方公共団体の役割と国の役割

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主かつ
合意に実施する役割を広く担うものとする。

→ ↓ 略

↓ 合計

条 市長は、合意かつ計画な市政運営を図るための計画以下「合計」といいます。
を定めます。

市長は、合計について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

【解説】

この条では、条 3 項の合意かつ計画な市政運営に関する合計について規定しています。

本市では、平成 23 年 4 月に合併後初となる「次期取市合計」基本計画期平成 23 年度平成 24 年度を市民と市との協働により定めています。また、平成 23 年度には「新市まちづくり計画」や「次期取市合計」を、また、平成 23 年度までの長期展望にたつて、市勢振興の基本方向を定めるとともに、市民活動、振興、行政施策を明らかにした「次期取市合計」を定めています。この合計は、基本構想(※1)と、これを具現化するための基本計画と実施計画で構成されています。本市の政策展開の根幹となる総合計画について、本条例の中に明確に位置づけるものです。

第 1 項では、市長は本市の目指すべき姿とその方策などを明らかにする総合計画を策定し、この計画に基づき市政を展開することとしています。

第 2 項では、市長は、総合計画の内容が本市を取り巻く社会状況などを踏まえたものであるかを常に検討し、必要に応じて見直しを行うとともに、その結果と計画の達成状況について市民に公表することとしています。

【参考】

(※ 1) 平成 23 年 8 月 1 日改正前の地方自治法では、市町村に総合的かつ計画的な行政運営のための基本構想の策定が義務づけられていました。

地方自治法第 2 条（地方公共団体の法人格と事務）

1～3 （省略）

4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

（改正前の地方自治法第 2 条第 4 項については平成 23 年 8 月 1 日をもって廃止されています。）

（財政運営）

第 16 条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

【解説】

この条では、市の財政運営のあり方について規定しています。

本市が将来にわたって持続可能な発展していくためには、中長期な財政の見通しについて市民と市に情報を共有した上で、施策の優先度の合意形成や適切な役割分担を構築し、強固な財政基盤を確保することが必要です。このことから、市長には、市民への中長期な財政状況のわかりやすい説明をはじめ、適正かつ効果的な予算の作成と執行が求められます。

1 項では、めざすべき本市の将来像に向け、限られた財源を計画かつ効果的に活用していくうえで、国の政策や本市を取り巻く経済情勢の変化を的確に捉え、適宜、中長期な財政の見通しを見直すなかで、持続可能な財政基盤を確保するため、条の合計に基づく計画で健全な財政運営(※1)を進めるとともに、財政状況について、よりわかりやすくかつ市民に

公表(※2)することとしています。

具体④には、予算、成、予算執行状況、決算状況、企業会計の貸借対照表や損益計算書に。当する財政諸表などを公表し、市民が適切に本市の財政状況を判断できるよう、本条例の中に明確に位置づけるものです。

2項では、1項の規定に基づき公表する財務情報が、市民に正しく理解されるよう努めることはもとより、予算、成過程における政提案・協働実行型の市民参画を実現するため、市民からの建設的な意見を予算に反映していくことに努めることを規定しています。

具体④には、地区要望などの広聴事業の実施や予算の業務長査定段階の公表及び、合計の進行⑤⑥を行う過程において広く市民の意見を聞くこととしています。

【参考】

※ 地方財政法では、市の財政運営の基本について規定されています。

地方財政法 第1条 地方財政運営の基本

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政令に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。

※ 地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、市の財政状況の公表が義務づけられています。

地方自治法 第101条 財政状況の公表

普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財政、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

→ 及び 略

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第1条 健全化判断比の公表

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実数字比、連結実数字比、実公債比及び将来負担比以下「健全化判断比」という。並びにその算定の基となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比を公表しなければならない。

→ 及び 略

実数字比 当該地方公共団体の一般会計を対象とした実数字額の標、財政規模、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常一般財の規模を占めるものに対する比です。

福祉、教育、まちづくりを行う地方公共団体の一般会計の数字の度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを占める指標ともいえます。

連結実数字比 公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実数字額又は現金の不足の標、財政規模に対する比です。

すべての会計の数字や文字を合算し、地方公共団体全体としての数字の度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを占める指標ともいえます。

実公債比 当該地方公共団体の一般会計が負担する元利償還金及び元利償還金の標、財政規模を基本とした額(注1)に対する比です。

借入金(地方債)の返済及びこれに占める額の大きさを指標化し、現金の度を占める指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実公債比は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実公債比と同じです。

(注1) 標、財政規模から元利償還金に係る基、財政需要額算入額を控除した額、将来負担比

にいて同じ。。

将来負担比は、地方公債や損失補償を行っている出資法人に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(注1)に対する比です。

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いをさす指標ともいえます。

組織

条 市長は、会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能な組織を成するとともに、常にその見直しに努めます。

【解説】

この条では、内組織の成(※1)の基本な考え方について規定しています。

市長は限られた経営の中で、会情勢の変化や地域課題の多様化に柔軟に対応できるよう、機能で市民にわかりやすい組織づくりと、その見直しに努めることとしています。

【参考】

※ 地方自治法では、内組織の成に関する市長の権限について規定されています。

地方自治法 条 内組織の成

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

普通地方公共団体の長は、前項の内組織の成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

条例で定めたものが、取市事務分掌条例です。

情報の公開及び提供

条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

この条では、市が保有するまちづくりに関する情報の公開(※1)と提供について規定しています。

情報の公開及び提供は、条号に規定する市民の市が保有する情報をる権利を事実上保障するとともに、同条号の市民のまちづくりに参画・協働する権利を行使する上での前提条件となるものです。

本市では、「取市情報公開条例」平成年 月制定に基づき、市民からの行政文書の開示請求に対応していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。

1項では、市は自らが保有するまちづくりに関する情報について、に公開するだけでなく、市民にわかりやすく提供することとしています。市は、情報公開が参画と協働のまちづくりの推進に重要な制度であることの認識にち、市民が活用しやすいように情報を提供する必要があります。そのためにも、可能な限り地区を単位としてのまちづくりに必要な情報のな作成及び公表に努めることとするものです。

2項では、市は市民からの情報公開の請求に対して、適切に応じることとしています。これは、市が保有する情報は市民との共有財であり、市には情報の適切なとを市民から委ねられていることを明確にするものです。

3項では、情報公開に関する手続などについては、「取市情報公開条例」に定めることとし

ています。

【参考】

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（通称「情報公開法」）では、市の情報公開に関する施 の 定と実施について規定されています。

情報公開法 条 地方公共団体の情報公開

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施 を 定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

個人情報保護

条 市は、個人の権利及び利 が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。

前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

この条では、市が保有する個人情報の保護について規定しています。

情報の公開、提供は、参 と協働のまちづくりの推進に欠かせないものですが、個人の権利と利 に関する情報が厳重に保護されていることが前提となります。

本市では、「取市個人情報保護条例」平成 年 月制定 に基づき、市が保有する市民の個人情報についての取扱いを行っていますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。

1 項では、市は、市民の個人の権利や利 が侵害されることのないよう、自らが保有する個人情報を適正に保護(※1)することとしています。これは、 条 号の市民の市が保有する情報を の権利と。反するようですが、適正な個人情報の保護が前提になれば、結局、情報の共有、公開や提供も進まないという観 から定めています。

2 項では、個人情報の保護に関する基本 な事項などについては、「取市個人情報保護条例」に定めることとしています。

なお、「取市個人情報保護条例」では市が保有する個人情報の利用及び提供について、本人の同意を得ている場合や、「取市情報公開・個人情報保護審査会」の意見を聞いた上で特に必要と認めたときなどは、参 と協働のまちづくりを に推進し、公 活動 を行う民 の奉仕者 民 児 委員 の円滑な活動の推進を図るという観 から、必要最小限の個人情報の提供、共有も可能な場合がある(※2)としています。

【参考】

※ 個人情報の保護に関する法律（通称「個人情報保護法」）では、市の個人情報の適正な取扱いについて規定されています。

個人情報保護法 条 地方公共団体 が保有する個人情報の保護

地方公共団体は、その保有する個人情報の性 、当該個人情報を保有する ⑥を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

※ 取市個人情報保護条例では、利用 以外の のために市が保有する個人情報を自ら利用し、又は提供することができる場合について規定されています。

取市個人情報保護条例 条 保有個人情報の利用及び提供の制限

略

前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用 以外の のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

法令 ⑧に定めがあるとき。

本人の同意を得ているとき。

報道、出版 ⑨により公にされたものを利用し、又は提供するとき。

- Ⓐ ⇒ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、急かつやむを得ないと認められるとき。
- Ⓑ ⇒ 同一実施機関内で利用する場合又は国若しくは他の実施機関に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することに。当のがあるとき。
- Ⓒ ⇒ 専ら計の作成又は学術研究のために保有個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。
- Ⓓ ⇒ 前各号に定めるもののほか、実施機関が、審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。

行政手続

条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

市は、法令に基づく不利処分及び申請に対する審査基を定め、公表しなければなりません。

前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

この条では、処分、行政指導及び届出に関する手続行政手続について規定しています。

行政手続に関する基をあらかじめ市民に明らかにすることは、情報公開制度や個人情報保護制度と同様、市政の透明性を確保する上で大切なことです。

本市は、「行政手続法」及び「取市行政手続条例」平成 年 月制定に基づき、行政手続に関する取扱いを行っていますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。

1項では、市は、市政運営における処分や行政指導、届出に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図り(※1)、市民の権利や利益の保護に努めることを基本な考え方としています。

2項では、市は、1項の基本な考え方を実行するため、法令などに基づく義務の課、権利の制限など不利となる処分、許認可などの申請に対する審査の基を定め、市民に公表(※2)することとしています。「行政手続法」及び「取市行政手続条例」の規定中「行政庁」とは、処分権限を有する者又はその権限に属する事務を委任された者をいいます。そのため、広い意味でこの基を定め、公表する機関には、執行機関のみでなく、議会も含まれます。

3項では、1項及び2項に定める事項のほか、具体な事項については「取市行政手続条例」に定めることとしています。

【参考】

※1 行政手続法では、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上について規定されています。

行政手続法 第 条 地方公共団体の措置

地方公共団体は、第 条 3項において から前までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令を定める行に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※2 取市行政手続条例では、申請に対する審査基及び不利処分の基の一定と公表について規定されています。

取市行政手続条例 第 条 審査基

行政庁は、申請により求められた許認可をするかどうかをその条例の定めに従って判断するために必要とされる基以下「審査基」というを定めるものとする。

行政庁は、審査基を定めるに当たっては、当該許認可の性質に照らしてできる限り具体なものとしなければならない。

行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基を公にしておかなければ

ならない。

!! 取市行政手続条例 第 条 処分の基

行政庁は、不利な処分をするかどうか又はどのような不利な処分とするかについてその条例の定めに従って判断するために必要とされる基、次項において「処分基」という。を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

行政庁は、処分基を定めるに当たっては、当該不利な処分の性質に準拠してできる限り具体的なものとしなければならない。

行政評価

第 条 執行機関は、合計に基づく施策について、中立的かつ公正な基のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

【解説】

この条では、合計に基づく施策などについて指標などに準拠し合わせ、その成果や達成度、市民の満足度などを判定し、施策などに反映させる行政評価について規定しています。

行政評価は、成果重視の志向型の市政運営への転換、合計に基づく施策などの実な推進、限られた財源の有効活用、情報の共有化、市民への説明責任を果たすなど、市政運営全般に関わる重要な制度です。

本市では、「取市行政評価要領」平成 年 月 定に基づき、市の政、施策及び事業について行政評価を実施していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。

1 項では、施策などを正確に評価する場合、中立的・公正で客観的な視が必要となります。執行機関は、第 条の合計に基づく施策などについて、中立的かつ公正な基で行政評価を行うとともに、市民など外部からの評価を受けることとしています。

2 項では、執行機関は、評価の結果を市民に公表し、市政の透明性の確保と市民の視による成果重視の市政運営への転換を図るものです。

附属機関の委員の選任

第 条 執行機関は、審議会、審査会、調査会以下の委員以下「委員」といいます。を選任する場合は、その全又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

【解説】

この条では、市の政決定に大きな役割を果たしている審議会、審査会、調査会以下、「審議会」といいます。などの委員の選任について規定しています。

本市は、「審議会の設置・運営に関する基」及び「審議会の委員の公募実施要領」共に平成 年 月 定に基づき、審議会の公募委員の選任を行っていますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。

本来、審議会は、その設置が執行機関の要請に応じて審議、審査又は調査などを行うものであるため、委員の専門性が求められます。しかし、審議会での審議内容などが、市政の決定過程において重要な役割を果たしていることから、市民の意見を反映した市政の展開を図るため、委員の全又は一部を公募により選任することとしています。

本市では、次取市合計に基づき、審議会における女性委員の選任割合が、平成 年度末までに 以上を確保するよう、女性委員の適切な選任に努めるものとしています。また、公募を実施する際の選任割合は、 以上を確保することを目標としています。

このことにより、市民の市政への参画機会を保障するとともに、市政の透明性の向上、公正の確保などが図られ、より開かれた市政を推進することができます。

ただし、法令などで委員構成が限定されていたり、議事内容に非公開情報が含まれるなどの理由により、公募による委員の選任が適当ではない場合は、この限りではないとしています。

【参考】

※ 地方自治法では、執行機関の審議会^⑩の設置について規定されています。

地方自治法 第101条の2 委員会・委員の設置

及び 第102条 略

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員会、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

説明責任

第103条 執行機関は、政令の案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

【解説】

この条では、執行機関の市民への市政に関する説明責任について規定しています。

説明責任は、市民の参画・協働を進める上で前提となるものです。

執行機関は、その職責が市民の負託に基づくものであることを認識し、政令の実施に当たっては、市民に説明する責任を有することはもちろんのこと、政令形成過程における透明性を確保するため、政令の案から実施、評価に至る各段階において、施策、事業などの必要性を市民に説明していただくよう、わかりやすく説明することとしています。

また、限られた行財政資源を有効に活用するためには、「選択と集中」の視点から施策などの重点化を図っていく必要があり、そうした意味からも市民が市の施策などを判断できるよう、施策などの効果や課題なども説明していくことが求められます。

危機管理

第104条 市は、市民の生命、身体及び財産を害その他の不測の事態（以下「災害」といいます。）から守るため、災害に強い市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

市長は、災害に確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。

市民は、災害の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。

【解説】

この条では、本市の危機管理についての基本的な考え方について規定しています。

近年国内で発生した災害を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自らの災害の不測の事態に備えて、自治体における危機管理体制を充実強化することが求められています。

本市においてもその姿勢をより明確にするため、本条例の中に位置付けるものです。

1項では、市が、市民とともに、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるという防衛の達成することに努めることとしています。

2項では、市長が、災害時に確に対応するための危機管理体制を整備し、市民生活の安全確保に公助に努めることとしています。

3項では、市民自らが、災害に備える自助とともに、近隣が互いに助け合って地域を守る体制づくり、共助に努めることとしています。

ここでいう「災害」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす自然災害、事件、事故、大規模な武力攻撃事態・テロ等及び市民生活に重大な被害を及ぼす事案、感染症、環境汚染・大規模食中毒・公共施設での事件、事故、常時水害を指しています。

【参考】

↓ ※ ← →

武力攻撃事態及びテロ⑨とは、「武力攻撃事態⑨における国民の保護のための措置に関する法律」に基づくものです。

↓ (ウ) 市民意思の表明及び尊重

↓ 意見⑨への対応←

→ 第 条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、。談⑨↓ 以下「意見⑨」といいます。← に対して、迅速かつ確に対応します。

→ 執行機関は、寄せられた意見⑨について、その事実関係⑨を調査し、適切な対 を講ずるとともに、施 ⑨の改善に反映させるよう努めます。

【解説】

この条では、執行機関の市民から寄せられた意見、要望、苦情、。談⑨↓ 以下、「意見⑨」といいます。← への対応について規定しています。

市民からの意見⑨に対する執行機関の対応は、市民と執行機関との信頼関係に大きく影響します。執行機関の意見⑨への対応を本条例の中で明確にすることにより、職員一人ひとりに意見⑨への対応についての考え方を意識づけようとするものです。

1 項では、執行機関は、市民から意見⑨が寄せられた際は、迅速かつ確に対応することとしています。市民からの意見⑨に迅速に対応するとともに、その処。結果や。をなどを速やかに回答することにより、市民との情報共有と信頼関係の構築が図られます。

2 項では、執行機関は、市民からの意見⑨の事実関係を調査し、適切に対応することにより、市政の改善に活かしていくよう努めることとしています。市民からの意見⑨への適切な対応と施などの改善により、市民が主役の市政が推進されます。

ただし、市民からの意見⑨の中には、個別利。につながるものも含まれるため、執行機関には全体の奉仕者として公正な判断のもとでの対応が前提となります。

↓ 市民政 コメント←

→ 第 条 執行機関は、市民活に重大な影響を及ぼす計⑨の 定及び改定並びに条例⑨の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、。急を要する場合その他正当な。がある場合は、この限りではありません。

→ 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。

※ 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

この条では、重要な政 や計⑨などを作成するに当たって、事前に市民の意見を求める市民政 コメントについて規定しています。

市民政 コメントは、市民の市政への参⑨の推進や政 形成過⑨における公正性と透明性の向上を図る制度であり、幅広い市民の市政への参加が期待できるとともに、市政情報の共有化が図られます。

本市は、「市民政 コメント実施要。」↓ 平成 年 月 定← に基づき市民政 コメントを実施していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。

1 項では、執行機関は、市民に義務を課す条例の制定や。合計⑨の 定など、市民活に重大な影響を及ぼす施 などの 定、改廃などの際には、その内容などの情報を市民に公表し、意見を求めることとしています。

ただし、。害。時など。急に対応する必要があるため、本制度の実施が困難な場合や、法令などに定める金額及び。などに基づいて行う課。徴収事務などは、本制度の適用外としています。

2 項では、執行機関は一方に市民から意見を求めるだけでなく、その意見に対する執行機関としての考え方を公表することにより、重要施 の決定過⑨について市民への説明責任を果たすこ

ととしています。

3項では、制度の手続などに関する具体的な事項については、「市民政 コメント実施要」に定めることとしています。

Ⅱ 住民投

→ 条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその度条例で定めるところにより、住民投を実施することができます。

→ 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投に付すべき事項、投の手続、投の格要件その他住民投の実施に必要な事項を定めます。

※ 市は、1項の規定による住民投を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

【解説】

この条では、Ⅱ 接民主制度を補完し、市民の意向を把握する住民投について規定しています。住民投は、市民が主役の自治を充実させる制度として位置づけています。

1項では、市は、市政の特に重要な事項について住民投を実施することができるとしています。

この住民投は、市民Ⅱ 地方自治法 → 条に規定する選挙権を有する者の請求、議会及び市長のそれぞれの議(※1)により実施することができます。

また、「市政の特に重要な事項」には様々な事案が想定されるため、その事案に最も適した投者のの囲や成要件などを盛り込んだ「〇〇に関する市民投 条例」を、議会の審議を経て定め実施する、いわゆる「非常設型」(※2)の住民投を規定しています。住民投については、少数意見の取扱いに慎重を期することや、実施に当たっては多くの用が必要とされるなど、様々な検討すべきがあります。

2項では、1項に規定する条例については、投に付すべき事項、投の手続など必要な事項を定めることとしています。

3項では、市は住民投の結果を尊重することとしています。住民投の結果には法的な拘束力はありませんが、この制度がⅡ 接民主制度を補完するものであることを明確にするため、市はその結果を十分に考慮することとしています。

【参考】

Ⅱ ※ 本市の議員、市長の選挙権を有する市民は、地方自治法に規定されている条例制定の直接請求に基づき、住民投を請求することができます。

地方自治法 → 条Ⅱ 条例の制定又は改廃の請求とその処置

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者Ⅱ 以下本において「選挙権を有する者」という。は、政令の定めるところにより、その数の 分の 以上の者の連をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例Ⅱ 地方の課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。の制定又は改廃の請求をすることができる。

Ⅱ 接民主制度を補完し、住民自治の想を実現するために、地方自治法や他の法律によって住民が直接意思を表明できる直接請求制度が認められています。

類	必要な 名数	関係法令
条例の制定・改廃	分の 以上	地方自治法 → 条
監査	分の 以上	地方自治法 → 条
議会の解散	分の 以上	地方自治法 → 条
議員の解職	分の 以上	地方自治法 ↓ 条
長の解職	分の 以上	地方自治法 ↓ 条
主要公務員の解職	分の 以上	地方自治法 ↓ 条
教育委員会の委員の解職	分の 以上	地方教育行政の組織及び運営に

		関する法律 第 条
市町村合併協議会の設置	第 条 第 項 第 号 以上	市町村の合併の特例に関する法律 第 条
	市町村合併協議会設置協議について議会が否決し、すべての合併対象市町村の議会で可決された場合 第 条 第 項 第 号 以上	

また、議会及び市長は、地方自治法に規定される議会への議案の提出権に基づき住民投票を実施することとなります。

地方自治法 第 条 第 項 第 号 常任委員会

第 条 第 項 第 号 略

→ 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその旨に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

地方自治法 第 条 第 項 第 号 議員の議案提出権

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

→ 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の 分の 以上の者の賛成が必要なければならない。

地方自治法 第 条 第 項 第 号 担任意務

普通地方公共団体の長は、概ね次に掲げる事務を担当する。

↓ 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

※ 住民投票には、「非常設型」と「常設型」があります。

○非常設型 … 住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例をその年度制定する。

○常設型 … 投票方法、成否要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ住民投票条例として定めておき、請求要件などを満たせばいつでも実施できる。

【住民投票請求の事例】

①請求代表者証明書の交付申請△ 請求代表者→市長

↓ 請求代表者証明書交付申請書に請求書、条例案を添付

②選挙人名簿登録の有無の確認△ 市長→選挙管理委員会

↓ 請求代表者が選挙人名簿に登録されているかの確認

③請求代表者証明書の交付△ 市長→請求代表者

↓ 請求人 格者の 数の 分の 以上の数を告げ

④署名の収集△ 請求代表者

↓

⑤署名簿の提出△ 請求代表者→選挙管理委員会

↓

⑥署名簿の審査・証明△ 選挙管理委員会

↓ 有効署名数、有効署名数の決定・証明・告知

⑦署名簿の縦覧、異議申出・決定△ 選挙管理委員会

- ↓ 名 数、有効 名数、有効 名数の告示
- ⑧署名簿の返付△ 選挙 委員会→請求代表者△
- ↓ 名 数に 名 数、有効 名数、有効 名数を記載
- ⑨住民投票の請求△ 請求代表者→市長△
- ↓ 請求書に 名 数、請求 格者の 分の 以上の有効 名があることの証明書 付
- ⑩署名簿の審査、請求受理・不受理の決定△ 市長△
- ↓ 名数などを審査。請求受 の場合は請求代表者に通 し、告
- ⑪議会の招集、付議△ 市長→議会△
- ↓ 意見を付して議会へ付議
- ⑫住民投票請求の審議、議決△ 議会△
- ↓
- ⑬審議結果の通知△ 市長→請求代表者△
- ↓ 議会の審議結果を告
- ⑭住民投票の実施

⑭ 国及び自治体⑭との連携及び協力

第 条 市は、国及び県と対 であり、かつ、協力関係であることを、まえ、互に連携を図るとともに、市民全体の利 のために自治の確 に努めます。

市は、 に他の市 村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

【解説】

この条では、市が自治を行う上での国や他の自治体などとの関係について規定しています。

会情勢の変化や市民の行政ニーズの多様化、政 課題の広域化などで、一自治体では対応が困難な行政課題が増加しています。

1 項では、平成 年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備 に関する法律 通 「地方分権一括法」 の施行により、国と自治体は対 であることが明確にされたことを、まえ、市は国及び県との対 ・協力関係のもと、互に連携し、自治の確 に努めることとしています。

2 項では、市は、近隣の自治体や大学などの関係機関と に情報の共有を図り、互いの自主性を尊重しながら連携し、共通課題の解決に努めることとしています。

⑮ 市民自治推進委員会

第 条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会 以下「委員会」といいます。 を設置します。

委員会は、参 及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

【解説】

この条では、参 と協働のまちづくりに重要な役割を担う市民自治推進委員会について規定しています。

本条例は、制定することに意味があるのではなく、制定をスタートラインとして、また本市のまちづくりの基本ルールとして、常に市民に活用されつづける条例に育てていく必要があります。

そのためには、本条例の根幹を成す参 ・協働をより一層推進していくことが重要です。

1 項では、市民自治推進委員会は、地方自治法 条の 項 (※1)の規定に基づく市長の附属機関として設置することとしています。

2 項では、委員会は、本市の参 と協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行います。また、市長の諮問に応じて、本条例の適切な運用や見直しに関することを審議します。

これらの結果を市長に述べたり、**第8条**するとともに、市民に公表することにより、**第9条**・協働の視^レでの施^レなどの改善や市民意識の高揚を図ることとしています。

3項では、委員会の構成や委員の選出などについては、別に定めることとしています。

【参考】

※ 地方自治法では、執行機関の附属機関としての委員会・委員の設置について規定されています。

地方自治法 **第100条** 委員会・委員の設置

及び **第101条** 略

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処^レ委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（ウ） 条例の見直し

第10条 市長は、この条例の施行の日から**第1項**年を**第2項**えない期^レごとに、この条例の基本^レ念を^レまえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、**第3項**会情勢に適合したものかどうかを検討します。
第2項 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。
第3項 市長は、**第1項**の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

【解説】

この条では、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとしてふさわしいかどうかなどを検討する、条例の見直しについて規定しています。

本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分に果たすよう、随時、条例の見直しや改善を行うことは当^レのことですが、これを明確にすることで、定期^レな見直しなどの実施を担保するものです。

1項では、本条例の施行後、**第1項**年を**第2項**えない期^レごとに、本条例が**第3項**会情勢に適合し、機能しているかどうかを検討することとしています。

検討期^レを**第1項**年としたのは、議員や市長の任期(※1)を考慮したものであり、それぞれが自らの在任期^レ中に必ず見直しが必要かどうかを検討することにより、本条例を見守るとともに、形骸化を防止しようとするものです。

2項では、市長は**第1項**の検討により、本条例の見直しが必要な場合は、市政が停滞することのないよう、速やかに必要な措置を講じることとしています。

3項では、本条例は市民が中心となり、市民、議会及び行政の三者協働によって制定されたものであるため、本条例の検討及び見直しなどを行う際も、市民の意見を反映させるよう措置することとしています。

【参考】

※ 地方自治法では、議員と市長の任期が定められています。

地方自治法 **第102条** 議員の任期

普通地方公共団体の議会の議員の任期は、**第1項**年とする。

地方自治法 **第103条** 長の任期

普通地方公共団体の長の任期は、**第1項**年とする。

附則

この条例は、平成**第1項**年**第2項**月**第3項**日から施行します。

(平成 年 月 日条例 号)

↓ 施行期日⇔

⇔ この条例は、平成 年 月 日から施行します。

↓ 以下略⇔

【解説】

本条例は、本市のまちづくりの基本ルールを定める条例なので、制定されることだけが ではありません、制定をスタートラインとして市民に十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることで初めて きた条例となります。これにより、「市民が主役の協働のまちづくり」が一層推進されるとともに、計画 ・体系 で透明性の高い行政運営が行われ、本市が持続 に 展していくものと考えています。平成 年度には条例の見直しを行い、周期 を経て、平成 年 月 日より改正施行しています。

鳥取市自治基本条例 Q&A

Q 1 「自治基本条例」って何ですか？

A 1 「自治基本条例」は、まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例です。その多くは、まちづくりの最も基本となる条例として位置づけられています。

鳥取市では、名称を「自治基本条例」とし、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利・役割・責務、市政運営のあり方などを定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的としています。

Q 2 全国の自治体の制定状況は？

A 2 全国の状況は、平成26年4月1日現在、300程度の自治体がこの条例を制定しています（鳥取市協働推進課調べ）。また、検討中や制定に向けての取組を進めている自治体もいくつかあるようです。

名称は、「自治基本条例」、「まちづくり基本条例」、「みんなでつくるまちの基本条例」など様々で、『自治体の憲法』と表現している自治体もあります。

Q 3 どうして条例が必要なのですか？

A 3 めまぐるしく変化する社会情勢・生活環境に伴い、様々な地域課題が発生し、これまでの画一的な行政運営では、多様化する市民ニーズに十分に対応した行政サービスの提供や地域の特性を活かしたまちづくりを行うことが困難となりました。また、市町村には地方分権の進展による、自己責任・自己決定によるまちづくりが求められています。

さらに、これまで公共サービスの大部分を担ってきた行政において、組織のスリム化や集中と選択による施策の実施が一層推進されています。一方、新たな公共の担い手として期待されているNPOなどの市民活動団体の数は増加傾向にあり、協働のまちづくりに対する市民の関心と実行力は確実に高まってきました。

このような中、合併により20万都市となった鳥取市が、一体となって持続的に発展していくためには、市民・事業者・議会・行政などの各主体が協働し、それぞれの特性を活かしてまちづくりを行うことが必要となりました。

そこで、私たちのまちの課題を解決する、新しいまちづくりのシステムや基本ルールが必要になったのです。



条例ができるようになるのですか↑

A4 まちづくりの基本理念や、市民が主役の住民自治の基本ルールが明らかになり、市民・議会・行政などが同じまちづくりの将来像や目標を持って、協働してまちづくりを行うことができます。

また、まちづくりを進める上での市民や行政などの役割、行政の支援などが明確になるため、地域活動が活発になり、地域コミュニティが元気になります。

さらに、行政運営の基本原則や市政への市民の参加の仕組みが明らかにされるため、計画的・体系的なまちづくりと透明性の高い行政運営が一層進められます。



憲法や地方自治法とはどんな関係になるのですか↑

A5 日本国憲法に規定されている「地方自治の本旨」を具体的に実現させる基本法である地方自治法は、地方公共団体の組織、運営に関する事項や国との基本的関係などを定めているもので、全国一律に適用される法律です。

「鳥取市自治基本条例」は、鳥取市の自治の基本理念を明らかにし、各主体の権利、役割及び責務、市政運営のあり方などを定めた、本市独自のまちづくりの基本ルールと言えます。しかし、独自といっても、日本国憲法や地方自治法などの法律に基づいた内容となっているのは、言うまでもありません。



「鳥取市自治基本条例」制定に当たっての最大の特徴は何ですか↑

A6 市民自らが、条例素案の検討や市民への広報活動を行ったことと、その条例素案に基づき、市民、議会、行政の三者協働により条例案を作成したことです。



「市民、議会、行政の三者協働により条例案を作成した」とは、どういう意味ですか↑

A7 市民組織「鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会」が作成した条例素案について、市民政策コメントや出前説明会などの実施により、市民のみなさんから多くの意見をいただきました。また、議会からも幅広い意見をいただきました。

市は、これら市民、議会などからいただいた多くの意見を参考にしながら、職員で構成するプロジェクトチームなどによる独自の検討を進め、条例案を作成しました。

～鳥取市自治基本条例 平成20年10月1日施行～
(鳥取市自治基本条例 平成26年4月1日改正施行)

【お問い合わせ先】

鳥取市 企画推進部 協働推進課

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116

電話 0857-20-3182 ファクシミリ 0857-21-1594

電子メール kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

鳥取市ホームページ <http://www.city.tottori.lg.jp/>

鳥取市市民自治推進委員会条例

（目的）

第1条 この条例は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）第28条第3項の規定に基づき、鳥取市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項並びに自治基本条例の運用及び見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、答申すること。
- (2) 前号に定める事項について、調査及び審議をし、市長に意見を述べるとともに、市民に公表すること。
- (3) その他自治の推進に関する事項について、調査及び審議をすること。

（本条... 一部改正〔平成20年条例47号〕）

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、委員会への出席を求め、必要な説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年9月24日条例第47号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について

1 鳥取市自治基本条例

「鳥取市自治基本条例」は平成20年3月に制定され、同年10月1日から施行されています。本条例は、本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例です。本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的としています。

本条例は、制定されることだけが目的ではなく、制定をスタートラインとして市民に十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることで初めて生きた条例となります。これまでに、フォーラムの開催や市民アンケートの実施、市報やホームページでの広報のほか、「協働のまちづくり基本方針」及び「協働のまちづくりハンドブック」の作成・説明等を行い、様々な機会に周知を図ってきました。

なお、本条例に基づき、本市の附属機関として平成20年に「市民自治推進委員会」を設置し、参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項や、本条例の適切な運用及び見直しに関する事項を調査、審議していただいています。

本条例は、施行の日から4年を超えない期間ごとに、本市にふさわしく社会情勢に適合したものかどうかを検討することとなっています。施行から4年を迎える平成24年9月に市長からの諮問を受け、委員会において条例の見直しについて審議がなされました。

その結果は「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめられ、平成25年3月に市長へ提出されました。その答申書を踏まえた条例の一部改正案をもとに、平成25年9月に市民政策コメントを実施した後、平成25年12月議会において条例の一部改正案を提案し、可決され、平成26年4月1日に施行となりました。

また、平成29年1月にも鳥取市市民自治推進委員会は市長からの諮問を受け、計4回の委員会で、現在の社会情勢や市民活動の状況、平成24年度に行われた第1回の条例見直し検討時に議論された内容も十分考慮しながら検討を行い「条項ごとに検討した結果、鳥取市自治基本条例は本市に相応しく、社会情勢にも適合している」という意見で一致しました。その結果は「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめられ、平成29年3月に市長へ提出されました。

2 協働のまちづくりの推進

平成20年3月に条例が制定され、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、条例の中では、市民の権利と責務、市議会や市長などの役割と責務、市政運営のあり方などが定められました。この条例に基づき、「市民が主役の参画と協働によるまちづくり」を推進することとなりました。「協働のまちづくり」とは、市民、市が対等の立場で協力し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、住みよい鳥取市をつくっていくという条例の考え方を基本としています。

本市では、平成20年度を「協働のまちづくり元年」として位置づけ、市民と行政が適切な協力関係で支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の実現を目指しています。本市の

全庁的な体制の整備として、市長を推進本部長とした「協働のまちづくり推進本部」を設置し、「協働」の考えのもと、市職員による「コミュニティ支援チーム」を本部の下に編成しました。各チームの役割は、住民の皆さんと話し合い、地域課題の解決に向けた取り組みなどに対して、相談や行政情報の提供を行うこととして、地域に入り込み、一緒になって協働のまちづくりを進めています。

（１）「まちづくり協議会」の組織化

地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題があるのかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織として、「まちづくり協議会」を提案しました。平成20年4月から「まちづくり協議会」の設立に向けた取組を具体的に進めるため、61の全地域に出向き、住民説明会を実施して、協議会の意義や目的などを説明しました。各地域では、住民が主体となり、設立準備会に向けた人選や事務局の体制整備などについて繰り返し検討会を行われるとともに、先進地の視察やワークショップなど独自の検討が進められました。

現在、61全地区で「まちづくり協議会」が設立されています。「地域コミュニティ計画」も全地区で策定され、計画に基づく地域力向上の取組が進められています。本市としても各まちづくり協議会の実施する計画に基づく事業を強力に支援していくことを表すため、「協働のまちづくり支援宣言」を行い、宣言書を交付しています。

（２）地区公民館を地域コミュニティの拠点として整備

自治基本条例では、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけています。この方針に基づき、地区公民館を生涯学習の拠点並びに地域コミュニティの拠点として活用し、地域コミュニティの活性化に向けて、市民と行政が適切な協力関係のもとに支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の取組を進めています。「コミュニティを中心とした地域づくり」に向け、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の整備・充実を行い、コミュニティ活動・公民館事業を円滑かつ効率的に運営する体制の整備を図りました。

㊦ 地区公民館事業の担当課を市長部局に設置

教育委員会の一部の事務について市長部局において補助執行を行うことを目的に、平成20年4月より、市長部局内に地区公民館とコミュニティを担当する「コミュニティ支援室」を新設しました（現在の協働推進課）。

㊦ 地区公民館の新設

市町村合併前から地区公民館が置かれていなかった福部町と佐治町の地域に、平成20年4月より地区公民館を設置し、公民館職員を各3名配置しました。

㊦ 地区公民館職員の充実

まちづくり協議会が設立された地域には、地域の実情に応じて標準的な公民館の職員体制（館長1、主任1、主事1名）に加え、職員の増員配置など体制の強化を図っており、地域コミュニティ活動を支える職員体制の充実を図っています。

3 協働のまちづくりの事業展開

- ① 市民自治推進委員会の「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」を参考としながら、協働のまちづくりの浸透、事業の見直しや改善に努める。
- ② 市がテーマを提示して市民等から企画提案を求める事業の実施を通して、市民と市の協働のまちづくりの啓発を行い、地域力の向上を目指した協働による事業実施の全庁的な推進を図る。
- ③ 市職員の協働意識の醸成を図るため職員研修を実施する。
- ④ まちづくり協議会と連携を図り、地域コミュニティ計画に基づいた事業が進められるよう、財政的・人的支援を継続し、協働のまちづくりの推進に努める。

このように、市民と行政が共に助け合い、地域の身近な課題を解決しながら、心豊かに、安心して暮らせる地域社会を築くため、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

なお、現在本市では「地域組織のあり方検討」について取り組みを進めており、本委員会に置いても今後随時ご意見をいただく予定としております。

平成30年度
参画と協働のまちづくりの
推進に関する意見書

平成31年3月

鳥取市市民自治推進委員会

目 次

はじめに	1
1 鳥取市の自治推進について ～任期を振り返っての各委員の意見～	1
2 市民まちづくり提案事業の審査を行って	1
3 市民活動表彰の審査を行って	2
4 参画と協働のまちづくりフォーラムを開催して	3
5 地域組織のあり方検討について	3
①地域の現状	3
②あり方検討の状況	4
③今後に向けて	5
参考資料	7 ～ 22

はじめに

鳥取市市民自治推進委員会は、平成20年10月に施行された鳥取市自治基本条例に基づき設置されている市長の附属機関です。

本委員会では、本市の参画と協働のまちづくり及び市民活動を一層推進するために必要な調査、審議を行っています。また、市長の諮問に応じて、鳥取市自治基本条例の適切な運用や見直しに関することを調査及び審議します。

本意見書は、平成29年4月から2年間の任期で行ってきた活動を通しての考えをまとめたものです。

1 鳥取市の自治推進について ～任期を振り返っての各委員の意見～

- 自治基本条例は、参画と協働のまちづくりを推進することで将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することが目的です。「豊かな地域社会」の実現に向けての議論がもっと必要であったと思います。
- 「若者が地域づくりに参画しやすいように敷居を低くする」ことが肝要と考えます。これまでの自治とは違った、「緩いつながり」による自治推進が、若者の地域参画を促し、結果として鳥取市の発展に寄与するのではと考えます。
- 今後も地域活動の担い手や後継者の不足は問題として残っていく部分であると思います。抜本的な改革を行い、鳥取市が他の地域の見本となる事を期待します。
- 各地域にある自治会組織のつながりが薄れていく中、新しい事を始めるのではなく、昔から存在する自治会組織の強化が先だと思います。まちづくり協議会自体の組織内容を知っている住民は少ないと思われ、私ももっと地域の中に入って勉強しなくてはと考えています。
- まちづくり協議会が本来の役割を果たすためには、その必要性を住民個々に理解を得ることが不可欠です。目指す体制までのロードマップを作成する必要があると考えます。
- 住民自治最小単位である町内会の果たすべき機能について再度確認し、未加入者に対して積極的に加入の促進を図ることが必要です。
- フォーラムでは市長から前向きな発言があり、一歩進めるのではという気がしました。今後、公民館を再編するなど、支所を含めてトータルで考えないと市の財政がもたなくなります。市にはそのあたりをやっていただきたいと思います。

2 市民まちづくり提案事業の審査を行って

市民まちづくり提案事業助成金交付事業は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民活動団体が自ら行う事業に対して助成を行う市民活動促進部門

と、地域の課題解決に向けて行政からテーマを提示する行政提案型の協働事業部門があります。

市民活動促進部門は、鳥取市が鳥取市社会福祉協議会に運營業務を委託している鳥取市ボランティア・市民活動センターで、申請の受付、審査を行っています。審査会を開催する鳥取市社会福祉協議会会長から委嘱された当委員会委員の1名が審査会委員として参画し、公益的な自主事業を行う団体について平成29年度は4団体、平成30年度は1団体を推薦しました。

行政提案型事業は、当委員会において審査した結果、平成29年度は3団体中2団体、平成30年度は1団体を推薦することとなりました。

2つの事業に共通して、応募団体が少ないように思います。当委員会では、市民活動促進部門については、鳥取県にも同様の補助制度があり、それが影響しているのではないかと、という意見もありました。現状、対象となる団体は市民活動拠点アクティブとつとりに登録されている団体となっています。今後は登録団体のみでなくても活用できる制度にするなどして広く募集してはどうかと考えます。

行政提案型事業については、行政がテーマを決め、団体を募集している現状にあります。設定されるテーマが市民の抱える課題やニーズにマッチしているものなのか、あらかじめ関係者と意見交換を行う場を設けるなど、各種団体や行政等の関係者のマッチングを行う、コーディネーターのような機能の充実を図っていくべきではないかと思えます。

3 市民活動表彰の審査を行って

鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として行われています。被表彰者の決定にあたっては、当委員会では選考・審査を行い、推薦を行っています。平成29年度は6団体、平成30年度は2団体を推薦しました。

こちらも市民まちづくり提案事業と同様、受賞者数が減少傾向にあります。昨年度、本年度については個人での受賞者がいない状況です。

市民活動は、今後持続可能な地域づくりをすすめていく上でも必要ですし、活動される方も、表彰されると励みになります。まずは鳥取市ボランティア・市民活動センターなどを通じて制度そのものを知ってもらえる機会を工夫する必要があると考えます。多くの方が表彰されるように、また表彰されたいと思えるようにしていただくことで、市民活動の社会的意義や重要性の認識が高まり、ますます様々な分野で市民活動が活発化することを願います。

4 参画と協働のまちづくりフォーラムを開催して

平成30年度に開催したフォーラムは、後述する地域組織のあり方について考える契機とすることを目的としました。まちづくり協議会、地区公民館といった地域組織のあり方を中心テーマとするため、参加者については、地域での具体的取り組みに日々直接携わっておられる、まちづくり協議会や地区公民館の関係者を対象に呼びかけました。

地域組織のあり方について様々な取り組みや検討を行っている豊岡市の講演、モデル的に検討を行っている2地区（宮下・佐治）の検討状況の発表、市長も交えたパネルディスカッションを実施しました。

参加者からは、概ね参考になったとの評価をいただきました。同様の課題を抱えており自身の地区でも検討してみたいという意見がある一方で、地域の状況が異なるため自身の地区にはあてはめづらいという意見もありました。

このフォーラムを開催して、他市や他地区の課題・取り組みを聞いて、我々も含めた参加者が地域組織を取り巻く課題を認識・共有できたこと、市長と直接意見を交換する場があったこと、市長から前向きな話をいただけたことが良かったのではないかと思います。

また、今回フォーラムを任期の1年目は開催せず、2年に1回としました。毎年開催するのではなく、回数を絞って開催したことで、より内容の濃いフォーラムになったと思います。

5 地域組織のあり方検討について

鳥取市が平成20年度に自治基本条例を制定し、「協働のまちづくり元年」と位置付けてから10年が経過しました。この間、地域を取り巻く状況は当初から大きく変化してきています。

当委員会としては、組織や制度について検討する時期に来ていると認識しており、「鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定」および「地区公民館の活用の基本方針の策定」の2つについて、検討を重ねてきました。

平成29年度に検討を進めていく中で、この2つは表裏一体のものとして進めていくべきであるという方向性を確認することができました。そのため、平成30年度からは「地域組織のあり方検討」として検討を進めてきたところです。

①地域の現状

平成29年度に各地区公民館、まちづくり協議会へアンケート・意見交換を実施したところ、「組織の一体化」「資金の一本化」「地域による公民館の運営」という地域課題を解決するための3つのキーワード（可能性）が浮かんできました。

あわせて各地区の組織・事業の状況を見ると、多くの地区でまちづくり協議会

と公民館運営委員会の委員の重複が見られました。また、人口規模は1万人を超える地区から200人に満たない地区まで様々ですが、全体の約半数の地区は3人に1人以上が65歳以上の高齢者となっています。人口減少や少子高齢化により役員のなり手が不足している一方で、まちづくり協議会の総事業数は設立当初から比べて大幅に増加していることが分かりました。

また、地区ごとの人口、町内会加入率、高齢化率等を比較すると、人口が多い地区は高齢化率が低く、人口が少ない地区は人口減少率が高い、人口増加率が高い地区は町内会加入率が低いなど、人口が少ない地区は高齢化と更なる人口減少が急速に進む傾向が見られました。

このように地域によって状況に差があることから、地域の実情に即した仕組みづくりが必要となってきています。

組織の事業が増えるに伴って、事務局である公民館の職員の負担も増えています。加えて、公民館職員は現状、一部定数に足りていない状況にあります。当委員会では、事業の内容・規模に見合った職員数の見直しをしてはどうか、社会教育主事の資格者を配置する必要がある、といった意見もありました。

地域運営もそこで動く人があってこそだと思います。今後公民館職員の任用制度が変わると聞いています。公民館で働きたい、働き続けたいと思えるように、職員の待遇改善についてしっかり考えていただきたいと思います。

②あり方検討の状況

地域の特性・実情に応じた課題解決の可能性を検討するため、平成30年度からモデル的に検討、検証を進めており、現在宮下・佐治の2地区が取り組んでおられます。それらのフィールドワークと並行して、市も関係課で構成されるプロジェクトチームを立ち上げ、制度等について検討を重ねています。12月にはフォーラムを開催して検討状況の発表を行っていただきました。

フィールドワークで組織・事業の整理を検討していく中で、地域から市に期待することとして、「公民館運営委員会とまちづくり協議会を一体化し、社会教育と地域づくり・コミュニティ活動を効率的・効果的に取り組む」「市からの活動資金の一本化、公民館の地域運営に伴う人件費を含めた一本化」「公民館を地域活動の拠点として、さらに活用するための施設の整備や充実」などが挙げられました。

フォーラム内のパネルディスカッションで市長からは、組織の重複・縦割りの補助金等について「人・資金の流れを整理し、分かりやすくした方がよい」「地域の実情や時代に即した制度・支援の見直しを行いたい」との発言がありました。

フィールドワークでは他にも、「行政が地域に依頼してできた組織・委員があり、地域の負担となっている」「組織体制について、地元での合意形成をどう進

めていくのか」といった意見も出されました。

行政から依頼された組織・役員については、地域の判断で簡単になくすわけにもいかず、地域の負担が増すばかりになってしまいます。地区によっては当初の設置目的が果たされているのに組織・役員だけが残り続けているものもあるかもしれません。例えば、5年など期限を区切って見直す仕組みを作るなど、地域の負担を軽減する工夫が必要と考えます。このことについては、フォーラムでも同様の質問があり、市長から「柔軟な考えを持って依頼の仕方や委員の人数等を調整していけるよう研究したい」との発言もありました。今後、地域の負担にならないような仕組みになることを期待します。

地域住民の合意形成については、全体の流れを示したロードマップを作成することが必要ではないかと思います。モデル地区での検討で実績を作り、他の地区で水平展開をしていければと思います。

③今後に向けて

今後、地域組織や資金について試行的に制度の見直しを進めていくということですが、鳥取市には61の地区があり、その実情もさまざまです。全市一律の制度とするのではなく、それぞれの地域に合ったやり方を選択できるような制度設計をしていただきたいと思います。

現在2地区で行われているモデル的な取り組みも今後さらに広がっていくことが期待されます。地域組織のあり方を検討していくにあたって、フィールドワーク、フォーラムでも地域側から、「地域組織の運営についてしっかり関わってくれる専門家、コーディネーターを市に支援してもらいたい」という発言がありました。当委員会としても、地域の中で議論する場づくりを進める上で助言等をしてくれるアドバイザーが必要と考えます。人材育成、サポート体制の強化のための研修など、継続的な人的支援をしていくべきと思います。

また、地域からは、地域組織による公民館の運営を希望する声もあります。現在進められている地域組織のあり方の検討の中でこのことについても検討を進めていただきたいと思います。

これから少子高齢化社会が進んでいく中、災害発生時の要支援者の把握の仕方や支援方法など、町内会を中心とした地域における共助の取り組みがますます重要になっています。鳥取市でも、地域住民に対してデータを用いて課題を提示する機会を作るとともに、地域包括ケアシステムの構築をはじめとした地域共生社会の実現に向けた取り組みがさらに必要になると思います。

地域活動をますます活発にしていくためには、町内会への加入率の向上も必要です。市内には833の町内会があり、日常の町内のことから、防災や福祉までさまざまな活動が行われていますが、年々加入率が減少している状況にあり

ます。そんな中、平成２８年度に開催したフォーラムでは「町内会って必要なの？」をテーマに意見交換を行いました。

市も、平成３０年９月に鳥取市自治連合会、鳥取県宅地建物取引業協会東部支部と自治会への加入促進に関する協定を締結するなど、加入率向上の取り組みを行っていますが、引き続き行政として地域活動に参加しやすくなるような環境づくりを進めていただきたいと思います。

鳥取市に対しては、今後もこれらの取り組みを継続して進めていただくことを期待しています。当委員会としても積極的に関わり、評価を行っていく必要があると考えます。

参考資料一覧

資料番号	資料のタイトル
参考資料 1	市民まちづくり提案事業助成金交付事業について…… P 8 ～ P 1 1 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績
参考資料 2	鳥取市市民活動表彰制度について…… P 1 2 ～ P 1 3 平成 2 9 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者 平成 3 0 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者
参考資料 3	まちづくり協議会の活動状況について…… P 1 4
参考資料 4	平成 3 0 年度参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告…… P 1 5
参考資料 5	地域組織のあり方検討について…… P 1 6 ～ P 2 0 平成 3 0 年度 各地区まちづくり協議会構成団体数、公民館運営委員会構成団体数の状況と重複 地区別人口、世帯数、町内会加入率、世代別人口比の比較
参考資料 6	鳥取市市民自治推進委員会について…… P 2 1 ～ P 2 2 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について

交付目的	第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。 (鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱)
定義	第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例(平成15年鳥取市条例第2号)第2条第2号に定める団体をいう。
助成対象事業	第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業 (2) 公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業 (3) 協働による地域の課題解決等を図る事業 - ア 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 - イ 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 - ウ 将来性がある事業(将来的な自立につながる事業) 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。
助成金交付対象者	第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業を行う市民及び市民活動団体等の各種団体とする。ただし、前条第1号及び第2号に該当する事業の交付対象者は市民活動団体とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者とししないものとする。 (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者 (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者 (4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。 (5) 前条第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に当該事業について本助成金の交付を受けているとき。 (6) 前条第2号に該当する事業を実施する市民活動団体が、当該事業において本助成金の交付を通算して3回を受けているとき。

助成金の 算定等	【市民活動促進部門】 ・創造的な市民活動事業 過去に本助成金の交付を受けていない設立後３年未満の市民活動団体が企画実施するイベント、研修会等 補助率 １０分の１０ 限度額 １０万円 ・公益的な自主事業 設立後１年以上の市民活動団体が実施する公益的な自主事業 補助率 ５分の４ 限度額 ２０万円 【協働事業（行政提案型）部門】 市と協働することでさらなる効果が期待できる事業で、以下のいずれにも当てはまるソフト事業を対象とします。 (１) 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 (２) 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 (３) 将来性がある事業 補助率 １０分の１０ 限度額 ４０万円
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

平成２９年度【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	公益的な自主事業	鳥取県東部手話サークル連絡協議会	手話落語公演会	手話落語を楽しんで目にすることにより手話を身近に感じてもらい、手話を学ぶきっかけ作りや聴覚障がい者理解の促進、手話普及へとつなげていく。	201,616	139,000
2		困り感を抱える子を支援する親の会/らっきょうの花	発達障がいへの理解・啓発事業（らっきょうの花 設立１０周年記念フォーラム）	発達障がい成年への学びや生活を中心に、当事者や家族の思いを伝え、益々の理解・啓発、本会活動の推進を目指し、記念フォーラムを開催する。	250,000	200,000
3		アモーレ鳥取ボヌッチの会	弓場徹・松浦ふさ代デュオイントコンサート	弓場氏、松浦氏それぞれのソロ、歌とチェロの共演を行う。イタリアと鳥取の親善交流に資する演奏会とし、併せて鳥取の音楽文化の興隆を図る。	652,101	200,000

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
4	公益的な自主事業	特定非営利活動法人 ハーモニイカレッジ	コソダテゼミナール	子どもの冒険遊び場を中心として馬とのふれあい体験等を行う。また当団体の子育て支援のこれまでの取組を振り返り、これからのあり方について語り合う場を設ける。	253,540	200,000

平成30年度【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	公益的な自主事業	市民エネルギーとっとり	災害時に役立つエコなライフスタイルと地域エネルギーの普及・活用事業	見学会・体験会、講演会を通じて身近にある再生可能エネルギー（地域エネルギー）が災害時にも役立つこと、地域エネルギー供給拠点を増やすことの重要性を共有することで、日常的な利用者を増やし、地域の防災力の向上と持続可能な社会づくりに取り組む。	270,000	200,000

平成29年度【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	団体名	テーマ	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	鳥取砂のルネッサンス実行委員会	「砂像のまち鳥取」推進につながる事業	鳥取砂のルネッサンス2017ちびっこ砂像選手権	小学生以下による砂像コンテストを実施する。本事業を実施することで観光客、市民の親子連れに砂像を身近に触れ合ってもらい、未来の砂像作家の育成につなげる。	426,978	400,000
2	鳥取の女性を応援する実行委員会	女性の活躍推進につながる事業	女性活躍応援事業	鳥取の女性が社会で活躍するためのきっかけとなるような講演会、座談会、体験型ワークショップを開催する。またいきいきと過ごす女性を増やし、地域の活性化につなげる。	400,000	400,000
不採択	まちなか暮らし情報発信プロジェクト	地域資源の活用によるまちなか暮らしの魅力創出につながる事業	まちなか暮らし情報発信	大学生等若者世代を対象にSNSやネットラジオ等を通じて「おすすめルートマップ」「袋川を利用したのサップ等の体験」などの情報発信を行い、まちなか暮らしの魅力を伝える。	423,760	0

平成30年度【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	団体名	テーマ	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	鳥取おやこ劇場	文化芸術による街なかの賑わい創出につながる事業	文化芸術（演劇鑑賞）による街なか賑わい創出事業	中心市街地に立地するわらべ館周辺でプレイベントとして紙芝居と読書会、メインイベントとして人形劇を開催することにより、演劇鑑賞を通じた街なかの賑わい創出につなげる。	661,360	400,000

2. 鳥取市市民活動表彰制度について

目 的	第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。
定 義	第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動という。
表彰対象	第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。
選 定	第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第28条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

平成29年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

No.	活動者・活動団体	活動内容
1	ボランティア “城山まもり たい”	【まちづくりの推進を図る活動】 「歴史や自然学習の場・散策や登山などを楽しむ憩いの場」として城跡公園の保全に努めることを目的とし、清掃作業や自然環境整備を進めている。しかの学校応援団と協働で地域と学校の連携強化を図っている。
2	のばなの会	【健康の増進を図る活動】 老人施設・公民館・市民健康サロン等において、認知症・市民の健康年齢の延長を目的として、生ギターによる合唱の音楽と健康体操を融合させた「心と体の健康講座」を開催し、健康の増進を図る活動を行っている。
3	南吉成クラブ みなみ会	【まちづくりの推進を図る活動】 公園等の環境整備、独居高齢者宅訪問の実施、いきいきサロンを開設し地域福祉活動の推進、また町内会と一緒に交通安全運動や防災訓練等様々な活動へ積極的に参加し、地域の方々の暮らしを温かくサポートしている。
4	古郡家環境保 全隊	【農山漁村の振興を図る活動】 集落の農地等の保全維持、地域住民や子ども達と一緒に通学路等への植栽、久末川土手の桜土手づくりを行い、集落の活性化に貢献している。また古代米作り等、地域の歴史・文化を活かした農村環境づくりを進めている。

5	越路環境保全	【環境の保全を図る活動】 ため池の草刈りや獣害被害防止用の金網設置等を行う他に、集落内に花を植栽して景観維持に努めている。水辺の生物の観察を一緒にしている子ども会から、楽しみながら地元の自然の現状を知ることが出来ると喜ばれている。
6	城北ふらっとサロン	【まちづくりの推進を図る活動】 健康診断やカラオケ等、住民が集い交流する場を毎週開設している。行政や地域の福祉事業所等との窓口として情報伝達を行ったり、高齢者の居場所作りに貢献しており、地区のまちづくりに欠かせない組織となっている。

平成30年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

No.	活動者・活動団体	活動内容
1	花えみの会	【保健・医療・福祉又は健康の増進を図る活動】 デイサービス等の施設利用者が、楽しみながら機能訓練を行えるよう、主に高齢者福祉施設に出向き、南京玉すだれ、民謡の披露や、利用者とともに歌に合わせた手遊び等を行っている。 現在、定期的に3か所の施設を訪問するほか、その他の施設からの要望に応じて訪問活動を行っている。
2	認知症の方と家族を支えるオレンジカフェめぐむ	【保健・医療・福祉又は健康の増進を図る活動】 認知症本人やその家族、地域住民等が集まり、気軽に相談・情報交換ができるよう、毎月第3土曜日にサックス演奏、和菓子作り、お茶点などの活動を、オレンジカフェめぐむで行っている。 そのほか、公民館等に出向き、認知症講演会の開催、認知症キャラバンメイトとして認知症理解の啓発活動を行っている。

3. まちづくり協議会の活動状況について（平成 31 年 3 月末時点）

地区名	1. まちづくり協議会の設置状況等 (鳥取地域)		地域	地区名	2. まちづくり協議会の設置状況等 (新市域)	
	協議会設立 年月日	計画作成 年月			協議会設立 年月日	計画作成 年月
久松	H21. 6. 19	H23. 3	国府	大茅	H21. 4. 18	H30. 3
遷喬	H21. 9. 29	H22. 3		成器	H20. 11. 28	H22. 3
城北	H21. 1. 23	H22. 3		谷	H21. 3. 14	H22. 3
浜坂	H21. 2. 27	H22. 5		宮下	H20. 12. 18	H22. 3
中ノ郷	H21. 1. 22	H21. 7		あおば	H21. 1. 25	H22. 5
醇風	H21. 3. 27	H22. 8	福部	福部	H20. 11. 26	H22. 4
修立	H22. 3. 6	H23. 3	河原	河原	H21. 11. 16	H22. 8
日進	H21. 5. 21	H22. 3		国英	H21. 9. 29	H22. 3
富桑	H21. 3. 17	H21. 12		八上	H22. 3. 14	H22. 11
明德	H21. 8. 24	H22. 12		散岐	H21. 3. 25	H22. 9
美保	H21. 3. 25	H21. 11		西郷	H21. 12. 6	H22. 11
美保南	H20. 12. 13	H22. 5	用瀬	用瀬	H21. 3. 24	H22. 5
稲葉山	H21. 11. 17	H23. 6		大村	H21. 3. 7	H22. 3
岩倉	H20. 12. 12	H22. 5		社	H22. 3. 20	H23. 3
倉田	H21. 1. 19	H26. 6	佐治	佐治	H21. 2. 8	H22. 4
面影	H21. 2. 1	H22. 6	気高	瑞穂	H20. 12. 20	H22. 4
津ノ井	H21. 2. 20	H23. 4		宝木	H20. 11. 19	H22. 2
若葉台	H20. 4. 27	H22. 7		逢坂	H21. 2. 5	H22. 2
米里	H21. 2. 22	H21. 12		浜村	H21. 5. 14	H23. 3
神戸	H21. 3. 24	H22. 3		酒津	H22. 4. 24	H23. 3
大和	H20. 11. 29	H22. 12	鹿野	鹿野	H21. 3. 1	H22. 3
美穂	H21. 6. 27	H23. 3		勝谷	H21. 2. 7	H21. 8
東郷	H21. 3. 15	H22. 3		小鷲河	H21. 3. 26	H22. 4
大正	H21. 5. 9	H22. 5	青谷	日置	H20. 11. 25	H22. 12
豊実	H20. 12. 20	H23. 3		日置谷	H20. 12. 7	H22. 4
明治	H21. 1. 24	H22. 3		勝部	H21. 1. 20	H21. 5
松保	H21. 5. 14	H21. 12		中郷	H20. 10. 18	H21. 11
湖南	H21. 5. 8	H22. 2		青谷	H20. 12. 25	H22. 10
末恒	H20. 8. 30	H24. 1	計		28	28
湖山	H21. 10. 28	H23. 12	合計		61	61
湖山西	H20. 11. 9	H21. 10				
賀露	H21. 9. 13	H26. 3				
千代水	H20. 11. 28	H23. 2				
計	33	33				

4. 平成30年度参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告

(1) 目的

鳥取市が平成20年度を「協働のまちづくり元年」とし、市民との協働によるまちづくりの取り組みを進め始めてから10年が経過した。この間、全61地区にまちづくり協議会が設立されるなど一定の成果が得られたが、急速な人口減少や地域課題の多様化などにより地域をとりまく環境は変化しており、地域によっては人材や資金の不足など組織や活動の維持継続に不安を抱えておられる状況である。実際に地域組織に関わる方たちに現状の課題を把握していただき、本フォーラムで得た知見を自身の地域に当てはめていただくことで、これからの地域組織のあり方を考える契機とすることを目的とする。

(2) 実施日時及び会場

平成30年12月2日(日) 13:30～16:30

人権交流プラザ

(3) 参加者 まちづくり協議会関係者、公民館職員等 99人

(4) 内容

○13:30 開会

あいさつ 鳥取市長

フォーラム実行委員長 中川 玄洋

○13:40 講演会

講師 豊岡市政策調整部政策調整課 井上 靖彦 氏

演題 私たちの地域は私たちでつくる～地域コミュニティ崩壊の危機に備える～

○14:20 発表会

地域組織のあり方検討について

鳥取市企画推進部地域振興局 安本 哲哉

フィールドワークでの検討内容、課題、今後について

宮下地区公民館長 横山 浩 氏

佐治地区まちづくり協議会会長 小谷 繁喜 氏

○15:10 — 休憩 —

○15:25 パネルディスカッション

「これからの地域組織のあり方について」

パネリスト ・豊岡市 井上 靖彦 氏

・宮下地区まちづくり協議会会長 田中 道春 氏

・佐治地区まちづくり協議会会長 小谷 繁喜 氏

・鳥取市長

コーディネーター ・中川 玄洋 氏 (フォーラム実行委員長)

○16:20 アンケート記入

○16:30 閉 会

5. 地域組織のあり方検討について

平成29年8月以降、各地域のまちづくり協議会・地区公民館の現状把握とそれらを踏まえたモデル的な取り組みとして2つの地区で検討が進められてきました（宮下地区・佐治地区）。

これまでの取組状況は以下のとおりです。

年月等	内容
平成29年8月 ～平成29年11月	協働のまちづくり推進本部会議（協働推進課所管）において検討の進め方を確認。 鳥取市自治連合会地区会長会や地区公民館長会などで検討の進め方を説明。 【検討の進め方】 ①意見交換(STEP1)、②モデル的な取り組みと検証(STEP2)、 ③運用と改善(STEP3)のステップ（段階）を経る
平成29年12月 ～平成30年4月	まちづくり協議会・地区公民館に対して現状や課題を把握するためのアンケート調査と、その意見の背景を伺うための意見交換の実施。 【課題解決に向けたキーワードとして挙げられた事項】 ①組織の重複の解消による運営の効率化、②補助金などの資金の一本化、③公民館の地域による運営 など
平成30年7月 ～平成30年12月	課題解決の可能性について、地域の特性や実情を踏まえた検証を行うため、モデル地区として希望された2地区（宮下、佐治）においてフィールドワークを開催し、地域が抱える課題意識やその解消に向けた取り組みについて意見交換（月1回、現在各5回開催）。 出席者：公民館運営委員会役員、自治会役員、まちづくり協議会役員、協働推進課、生涯学習・スポーツ課、総合支所地域振興課
平成30年12月2日	地域組織に関わる方たちに現状の課題把握とこれからの地域組織のあり方を考える契機として「参画と協働のまちづくりフォーラム」を開催。 先進他市の実例報告やフィールドワークで議論した宮下・佐治両地区の現状や提案についての発表等を実施。 参加者：まちづくり協議会関係者、公民館職員等

平成30年度 各地区まちづくり協議会構成団体数、公民館運営委員会構成団体数の状況と重複

地域名	地区名	まち協構成 団体数(A)	公運委構成 団体数(B)	重複団体数 (C)	重複率 (C/B)	備考
鳥取	久松	25	21	17	81.0%	
	醇風	14	11	11	100.0%	両者とも地域各種団体から選出
	遷喬	14	15	13	86.7%	
	修立	18	15	15	100.0%	両者とも地域各種団体から選出
	日進	4	14	3	21.4%	まち協役員は大半が発足時と同じで現在も活動
	明德	23	12	11	91.7%	
	富桑	15	17	12	70.6%	
	城北	23	19	16	84.2%	
	中ノ郷	16	14	13	92.9%	
	稲葉山	11	12	9	75.0%	
	岩倉	20	18	18	100.0%	両者とも地域各種団体から選出
	美保	20	22	19	86.4%	
	美保南	23	11	10	90.9%	
	面影	27	16	13	81.3%	
	倉田	9	17	6	35.3%	まち協は区長会が主体
	神戸	17	13	10	76.9%	
	大和	16	15	10	66.7%	
	美穂	25	11	6	54.5%	
	大正	31	19	16	84.2%	
	東郷	17	15	14	93.3%	
	豊実	10	10	9	90.0%	
	明治	26	16	14	87.5%	
	松保	14	12	8	66.7%	
	湖南		15			低 公運営委は各種団体と区長会、まち協は館長推薦で構成
	末恒	19	12	9	75.0%	
	賀露	19	17	14	82.4%	
	湖山	14	12	9	75.0%	
	湖山西	17	14	12	85.7%	
	千代水	14	14	11	78.6%	
	浜坂	5	6	1	16.7%	区長会からまち協役員不選出
	米里	32	15	14	93.3%	
	津ノ井	20	19	17	89.5%	
	若葉台	30	13	9	69.2%	
国府	宮下	24	23	23	100.0%	両者とも地域各種団体から選出
	あおば	1	15	1	6.7%	まち協役員は、各自治会から選任
	谷	18	16	7	43.8%	両者とも地域各種団体から選出
	成器	19	14	10	71.4%	
	大茅	15	15	9	60.0%	
福部	福部	17	13	10	76.9%	
河原	河原	8	5	4	80.0%	
	国英	12	10	8	80.0%	
	西郷	11	15	9	60.0%	
	散岐	17	16	14	87.5%	
	八上				100.0%	まち協＝公民館運営委員会
用瀬	用瀬				100.0%	まち協＝公民館運営委員会
	大村	22	1	1	100.0%	公運営委が、まち協の学識経験者で役員(各部会1人×3部会)
	社				100.0%	まち協＝公民館運営委員会
佐治	佐治	15	14	6	42.9%	両者とも地域各種団体から選出
気高	宝木	22	27	21	77.8%	
	浜村	24	7	4	57.1%	
	酒津	9	2	2	100.0%	両者とも、区選出が大半を占める
	逢坂	23	2	2	100.0%	公運委は区長が大半を占める
	瑞穂	17	20	11	55.0%	
鹿野	鹿野	16	3	2	66.7%	公民館運営委員は各集落代表が大半
	勝谷	5	12	4	33.3%	まち協は区長会が主体
	小鷺河	16	7	6	85.7%	
青谷	日置	10	6	4	66.7%	
	日置谷				100.0%	まち協役員は、公民館運営委員と専門部長で構成
	中郷				100.0%	まち協＝公民館運営委員会
	勝部	19	1	1	100.0%	公民館運営委員会は各集落選出員のみで構成
	青谷				100.0%	まち協＝公民館運営委員会

平成30年地区一覧(世帯数、人口、町内会など)

上位10

下位10

平成30年(人口と世帯:9月30日現在、町内会:5月1日現在)

地域名	地区名	総数	14歳以下		15～64歳		65歳以上		世帯	町内会			地区名
			人数	率	人数	率	人数	率		数	世帯数	加入率	
鳥取	久松	4879	651	13.3%	2698	55.3%	1530	31.4%	2227	20	1711	76.8%	久松
	醇風	6086	672	11.0%	3357	55.2%	2057	33.8%	2835	41	1993	70.3%	醇風
	遷喬	2299	256	11.1%	1248	54.3%	795	34.6%	1063	26	728	68.5%	遷喬
	修立	3870	560	14.5%	2128	55.0%	1182	30.5%	1787	11	1216	68.0%	修立
	日進	5434	634	11.7%	3348	61.6%	1452	26.7%	2803	16	1448	51.7%	日進
	明德	3484	383	11.0%	2033	58.4%	1068	30.7%	1761	10	802	45.5%	明德
	富桑	3376	431	12.8%	1980	58.6%	965	28.6%	1599	21	873	54.6%	富桑
	城北	7253	1289	17.8%	4453	61.4%	1511	20.8%	3044	21	2168	71.2%	城北
	中ノ郷	3883	573	14.8%	2501	64.4%	809	20.8%	1433	8	1151	80.3%	中ノ郷
	稲葉山	4719	487	10.3%	2639	55.9%	1593	33.8%	2096	20	1481	70.7%	稲葉山
	岩倉	6345	859	13.5%	3575	56.3%	1911	30.1%	2692	18	1783	66.2%	岩倉
	美保	10836	1567	14.5%	6858	63.3%	2411	22.2%	4849	26	2981	61.5%	美保
	美保南	7734	1418	18.3%	4697	60.7%	1619	20.9%	3152	19	1962	62.2%	美保南
	面影	7036	1087	15.4%	4205	59.8%	1744	24.8%	2951	15	2244	76.0%	面影
	倉田	2189	271	12.4%	1195	54.6%	723	33.0%	871	10	630	72.3%	倉田
	神戸	717	50	7.0%	357	49.8%	310	43.2%	279	7	230	82.4%	神戸
	大和	943	96	10.2%	469	49.7%	378	40.1%	378	7	249	65.9%	大和
	美穂	1904	248	13.0%	1071	56.3%	585	30.7%	805	12	564	70.1%	美穂
	大正	5406	744	13.8%	3224	59.6%	1438	26.6%	2390	18	1291	54.0%	大正
	東郷	700	51	7.3%	377	53.9%	272	38.9%	281	9	220	78.3%	東郷
	豊実	1059	88	8.3%	499	47.1%	472	44.6%	484	7	265	54.8%	豊実
	明治	1157	96	8.3%	621	53.7%	440	38.0%	447	13	338	75.6%	明治
	松保	3880	498	12.8%	2337	60.2%	1045	26.9%	1582	16	1125	71.1%	松保
	湖南	2021	195	9.6%	990	49.0%	836	41.4%	839	22	590	70.3%	湖南
	末恒	5808	721	12.4%	3402	58.6%	1685	29.0%	2538	16	1707	67.3%	末恒
	賀露	5183	781	15.1%	2995	57.8%	1407	27.1%	2118	10	1477	69.7%	賀露
	湖山	7162	1119	15.6%	4523	63.2%	1520	21.2%	3112	23	1520	48.8%	湖山
	湖山西	6077	761	12.5%	4072	67.0%	1244	20.5%	3094	27	1327	42.9%	湖山西
	千代水	4894	753	15.4%	3221	65.8%	920	18.8%	2196	7	494	22.5%	千代水
	浜坂	7888	1468	18.6%	4706	59.7%	1714	21.7%	3192	16	2085	65.3%	浜坂
	米里	3762	447	11.9%	2246	59.7%	1069	28.4%	1543	11	941	61.0%	米里
	津ノ井	4009	580	14.5%	2371	59.1%	1058	26.4%	1632	19	949	58.1%	津ノ井
	若葉台	4559	588	12.9%	3096	67.9%	875	19.2%	1628	9	1368	84.0%	若葉台
国府	宮下	3591	580	16.2%	2162	60.2%	849	23.6%	1412	17	752	53.3%	宮下
	あおば	2563	435	17.0%	1561	60.9%	567	22.1%	1050	4	683	65.0%	あおば
	谷	1523	155	10.2%	801	52.6%	567	37.2%	566	11	506	89.4%	谷
	成器	550	33	6.0%	265	48.2%	252	45.8%	218	10	189	86.7%	成器
福部	大茅	188	5	2.7%	77	41.0%	106	56.4%	100	6	96	96.0%	大茅
	福部	2963	334	11.3%	1697	57.3%	932	31.5%	1044	21	830	79.5%	福部
河原	河原	2525	323	12.8%	1455	57.6%	747	29.6%	906	11	719	79.4%	河原
	国英	1128	111	9.8%	552	48.9%	465	41.2%	414	11	309	74.6%	国英
	西郷	1192	76	6.4%	582	48.8%	534	44.8%	445	12	392	88.1%	西郷
	散岐	1467	155	10.6%	758	51.7%	554	37.8%	513	8	444	86.5%	散岐
用瀬	八上	582	54	9.3%	297	51.0%	231	39.7%	220	3	184	83.6%	八上
	用瀬	1138	115	10.1%	564	49.6%	459	40.3%	439	6	420	95.7%	用瀬
	大村	1115	120	10.8%	616	55.2%	379	34.0%	392	16	377	96.2%	大村
	社	1214	104	8.6%	618	50.9%	492	40.5%	474	8	303	63.9%	社
佐治	佐治	1907	107	5.6%	887	46.5%	913	47.9%	782	27	702	89.8%	佐治
	宝木	1603	138	8.6%	871	54.3%	594	37.1%	627	8	576	91.9%	宝木
	浜村	4429	568	12.8%	2515	56.8%	1346	30.4%	1766	15	1258	71.2%	浜村
	酒津	448	32	7.1%	241	53.8%	175	39.1%	171	1	154	90.1%	酒津
気高	逢坂	1010	84	8.3%	542	53.7%	384	38.0%	348	10	282	81.0%	逢坂
	瑞穂	1152	109	9.5%	651	56.5%	392	34.0%	423	8	349	82.5%	瑞穂
鹿野	鹿野	1555	144	9.3%	854	54.9%	557	35.8%	571	21	488	85.5%	鹿野
	勝谷	1632	198	12.1%	903	55.3%	531	32.5%	672	18	440	65.5%	勝谷
	小鷲河	455	15	3.3%	219	48.1%	221	48.6%	190	7	169	88.9%	小鷲河
青谷	日置	956	59	6.2%	461	48.2%	436	45.6%	385	4	344	89.4%	日置
	日置谷	929	88	9.5%	462	49.7%	379	40.8%	406	8	257	63.3%	日置谷
	中郷	1138	110	9.7%	639	56.2%	389	34.2%	435	12	380	87.4%	中郷
	勝部	559	23	4.1%	267	47.8%	269	48.1%	224	6	199	88.8%	勝部
青谷	青谷	2384	195	8.2%	1232	51.7%	957	40.1%	959	13	869	90.6%	青谷
		188448	24892	13.2%	110241	58.5%	53315	28.3%	79853	833	52582	65.9%	

地区別人口、世帯数、町内会加入率、世代別人口比の比較

1 人口

	地区名	H29人口総数	人口変動率	H29町内会加入率	町内会加入率推移	高齢化率推移	14歳以下人口比率	15～64歳人口比率	65歳以上人口比率							
1	美保	10922	-5.1%	34	62.1%	48	-4.6%	46	3.0%	39	14.6%	12	64.2%	5	21.2%	53
2	浜坂	7817	5.5%	4	65.3%	45	-3.3%	42	1.8%	56	18.8%	1	60.2%	15	21.0%	55
3	美保南	7771	2.2%	7	63.2%	47	-2.3%	31	2.3%	50	18.7%	2	61.2%	9	20.2%	57
4	城北	7294	-8.2%	42	70.8%	33	5.5%	4	1.1%	59	17.9%	3	61.5%	7	20.6%	56
5	面影	7175	-0.4%	14	69.7%	38	-4.6%	46	3.6%	34	15.6%	6	60.4%	14	24.0%	50
6	湖山	7054	4.4%	5	50.3%	57	-2.9%	37	2.4%	49	15.4%	8	63.4%	6	21.2%	53
7	岩倉	6349	-1.9%	16	67.1%	43	-8.0%	59	4.3%	28	13.5%	15	57.1%	25	29.4%	40
8	湖山西	6225	1.2%	9	41.9%	60	-0.7%	17	2.7%	44	12.9%	21	67.8%	1	19.4%	59
9	醇風	6177	-4.1%	27	70.3%	35	-1.1%	21	2.3%	50	10.9%	34	55.4%	35	33.6%	27
10	末恒	5857	-3.7%	24	67.9%	42	-0.7%	17	5.6%	11	13.0%	18	59.3%	17	27.7%	43
52	大和	966	-10.9%	52	63.7%	46	2.7%	5	4.3%	28	9.9%	39	50.4%	53	39.6%	13
53	日置谷	955	-5.0%	32	61.3%	49	2.0%	7	2.9%	43	9.4%	42	50.7%	49	39.9%	12
54	神戸	738	-11.8%	54	82.2%	18	-1.2%	22	4.4%	26	7.3%	55	51.4%	48	41.3%	9
55	東郷	716	-8.3%	43	76.8%	26	-2.2%	29	3.7%	33	7.5%	53	54.3%	40	38.1%	18
56	八上	591	-6.2%	39	85.5%	15	-5.6%	51	6.1%	6	8.3%	49	52.8%	43	38.9%	16
57	勝部	573	-12.1%	55	90.2%	7	-7.2%	56	8.7%	1	3.8%	60	48.5%	57	47.6%	3
58	成器	556	-10.5%	50	90.1%	8	1.4%	11	3.4%	35	6.5%	56	50.7%	49	42.8%	8
59	小鷲河	475	-14.6%	59	90.9%	4	-2.4%	33	8.4%	2	4.4%	59	47.6%	60	48.0%	2
60	酒津	462	-9.6%	47	91.9%	3	-5.2%	50	4.7%	22	7.8%	52	55.6%	32	36.6%	22
61	大茅	190	-18.8%	61	98.0%	1	6.0%	3	4.8%	17	2.6%	61	42.1%	61	55.3%	1

2 人口変動率(H25→H29)

	地区名	H29人口総数	人口変動率	H29町内会加入率	町内会加入率推移	高齢化率推移	14歳以下人口比率	15～64歳人口比率	65歳以上人口比率							
1	千代水	4900	15	21.4%	23.2%	61	-7.8%	58	3.3%	36	15.5%	7	66.4%	3	18.1%	61
2	大正	5380	11	18.7%	55.8%	52	-13.1%	61	2.3%	52	13.8%	14	59.7%	16	26.5%	48
3	あおば	2558	28	7.0%	54.1%	55	-3.5%	43	2.6%	46	16.7%	4	61.4%	8	21.9%	52
4	浜坂	7817	2	5.5%	65.3%	45	-3.3%	42	1.8%	56	18.8%	1	60.2%	15	21.0%	55
5	湖山	7054	6	4.4%	50.3%	57	-2.9%	37	2.4%	49	15.4%	8	63.4%	6	21.2%	53
6	富桑	3416	26	3.7%	54.2%	54	-4.6%	46	1.1%	59	13.0%	18	58.7%	20	28.3%	42
7	美保南	7771	3	2.2%	63.2%	47	-2.3%	31	2.3%	50	18.7%	2	61.2%	9	20.2%	57
8	賀露	5152	13	1.4%	70.2%	37	-3.7%	44	2.0%	54	14.8%	11	58.0%	22	27.2%	44
9	湖山西	6225	8	1.2%	41.9%	60	-0.7%	17	2.7%	44	12.9%	22	67.8%	1	19.4%	59
10	稲葉山	4756	16	0.7%	70.3%	35	-7.0%	55	4.4%	26	11.1%	32	55.8%	30	33.1%	28
52	大和	966	52	-10.9%	63.7%	46	2.7%	5	4.3%	28	9.9%	39	50.4%	53	39.6%	13
53	散岐	1483	40	-11.7%	87.1%	12	-0.2%	13	6.7%	3	10.7%	36	52.5%	46	36.7%	20
54	神戸	738	54	-11.8%	82.2%	18	-1.2%	22	4.4%	26	7.3%	55	51.4%	48	41.3%	9
55	勝部	573	57	-12.1%	90.2%	7	-7.2%	56	8.7%	1	3.6%	60	48.5%	57	47.6%	3
56	日置	982	51	-12.3%	89.8%	10	-1.2%	22	6.1%	6	5.7%	58	49.5%	54	44.8%	5
57	佐治	1958	34	-13.3%	90.3%	5	-6.1%	53	6.0%	9	5.8%	57	47.7%	59	46.5%	4
58	用瀬	1155	47	-13.4%	95.3%	2	7.8%	2	4.8%	17	10.6%	37	50.6%	51	38.8%	17
59	小鷲河	475	59	-14.6%	90.9%	4	-2.4%	33	8.4%	2	4.4%	59	47.6%	60	48.0%	2
60	谷	1544	39	-15.2%	86.5%	14	9.8%	1	6.1%	6	10.8%	35	52.6%	44	36.7%	20
61	大茅	190	61	-18.8%	98.0%	1	6.0%	3	4.8%	17	2.6%	61	42.1%	61	55.3%	1

3 町内会加入率

	地区名	H29人口総数	人口変動率	H29町内会加入率	町内会加入率推移	高齢化率推移	14歳以下人口比率	15～64歳人口比率	65歳以上人口比率							
1	大茅	190	61	-18.8%	61	98.0%	6.0%	3	4.8%	17	2.6%	61	42.1%	61	55.3%	1
2	用瀬	1155	47	-13.4%	58	95.3%	7.8%	2	4.8%	17	10.6%	37	50.6%	51	38.8%	17
3	酒津	462	60	-9.6%	47	91.9%	-5.2%	50	4.7%	22	7.8%	52	55.8%	32	36.6%	22
4	小鷲河	475	59	-14.6%	59	90.9%	-2.4%	33	8.4%	2	4.4%	59	47.6%	60	48.0%	2
5	佐治	1958	34	-13.3%	57	90.3%	-6.1%	53	6.0%	9	5.8%	57	47.7%	59	46.5%	4
5	青谷	2468	30	-8.6%	45	90.3%	-3.0%	38	2.7%	44	8.3%	49	52.6%	44	39.1%	14
7	勝部	573	57	-12.1%	55	90.2%	-7.2%	56	8.7%	1	3.8%	60	48.5%	57	47.6%	3
8	成器	556	58	-10.5%	50	90.1%	1.4%	11	3.4%	35	6.5%	56	50.7%	50	42.8%	8
8	中郷	1161	45	-10.5%	50	90.1%	-0.5%	16	5.5%	12	10.2%	38	56.8%	27	32.9%	30
10	日置	982	51	-12.3%	56	89.8%	-1.2%	22	6.1%	6	5.7%	58	49.5%	54	44.8%	5
52	大正	5380	11	18.7%	2	55.8%	-13.1%	61	2.3%	52	13.8%	14	59.7%	16	26.5%	48
53	豊実	1088	49	-4.4%	28	54.3%	1.9%	8	1.9%	55	8.1%	61	48.2%	58	43.8%	6
54	富桑	3416	26	3.7%	6	54.2%	-4.6%	46	1.1%	59	13.0%	18	58.7%	20	28.3%	42
55	あおば	2558	28	7.0%	3	54.1%	-3.5%	43	2.6%	46	16.7%	4	61.4%	8	21.9%	52
56	日進	5379	12	-2.6%	20	53.5%	-3.1%	39	3.0%	39	12.3%	27	60.7%	10	27.0%	45
57	湖山	7054	6	4.4%	5	50.3%	-2.9%	37	2.4%	49	15.4%	8	63.4%	6	21.2%	53
58	宮下	3601	24	0.0%	12	50.0%	-2.3%	31	3.3%	36	16.2%	5	60.7%	11	23.1%	51
59	明德	3510	25	-2.3%	17	45.3%	-1.8%	27	2.6%	46	11.2%	30	58.8%	19	30.0%	39
60	湖山西	6225	8	1.2%	9	41.9%	-0.7%	17	2.7%	44	12.9%	21	67.8%	1	19.4%	59
61	千代水	4900	15	21.4%	1	23.2%	-7.8%	58	3.3%	36	15.5%	7	66.4%	3	18.1%	61

4 町内会加入率推移(H25→H29)

	地区名	H29人口総数	人口変動率	H29町内会加入率	町内会加入率推移	高齢化率推移	14歳以下人口比率	15～64歳人口比率	65歳以上人口比率							
1	谷	1544	39	-15.2%	60	86.5%	14	9.8%	6.1%	6	10.8%	35	52.6%	44	36.7%	20
2	用瀬	1155	47	-13.4%	58	95.3%	2	7.8%	4.8%	17	10.6%	37	50.6%	51	38.8%	17
3	大茅	190	61	-18.8%	61	98.0%	1	6.0%	4.8%	17	2.6%	61	42.1%	61	55.3%	1
4	城北	7294	4	-8.2%	42	70.8%	33	5.5%	1.1%	59	17.9%	3	61.5%	7	20.6%	56
5	大和	966	52	-10.9%	52	63.7%	46	2.7%	4.3%	28	9.9%	39	50.4%	53	39.6%	13
6	国英	1161	45	-9.5%	46	74.6%	29	2.4%	4.9%	15	9.7%	40	49.2%	56	41.1%	10
7	日置谷	955	53	-5.0%	32	61.3%	49	2.0%	2.9%	43	9.4%	42	50.7%	49	39.9%	12
8	豊実	1088	49	-4.4%	28	54.3%	53	1.9%	1.9%	55	8.1%	51	48.2%	58	43.8%	6
9	津ノ井	4044	19	-3.0%	21	59.7%	51	1.7%	4.1%	30	14.9%	10	59.2%	18	25.9%	49
10	修立	3871	21	-5.0%	32	68.2%	41	1.5%	2.1%	53	13.9%	13	55.2%	38	30.9%	35
52	米里	3814	23	-3.7%	24	61.3%	49	-5.8%	4.7%	22	12.5%	26	60.6%	12	26.9%	46
53	佐治	1958	34	-13.3%	57	90.3%	5	-6.1%	6.0%	9	5.8%	57	47.7%	59	46.5%	4
54	河原	2516	29	-2.3%	17	80.5%	20	-6.8%	2.5%	48	12.7%	24	58.5%	21	28.8%	41
55	稲葉山	4756	16	0.7%	10	70.3%	35	-7.0%	4.4%	26	11.1%	32	55.8%	30	33.1%	28
56	勝部	573	57	-12.1%	55	90.2%	7	-7.2%	8.7%	1	3.8%	60	48.5%	57	47.6%	3
57	大村	1140	48	0.0%	12	75.8%	28	-7.6%	4.1%	30	11.4%	29	55.5%	33	33.1%	28
58	千代水	4900	15	21.4%	1	23.2%	61	-7.8%	3.3%	36	15.5%	7	66.4%	3	18.1%	61
59	岩倉	6349	7	-1.9%	16	67.1%	43	-8.0%	4.3%	28	13.5%	15	57.1%	25	29.4%	40
60	社	1242	41	-2.5%	19	79.6%	24	-8.1%	4.7%	22	8.9%	45	52.0%	47	39.0%	15
61	大正	5380	11	18.7%	2	55.8%	52	-13.1%	2.3%	52	13.8%	14	59.7%	16	26.5%	48

5 高齢化率推移(H25→H29)

	地区名	H29人口総数	人口変動率	H29町内会加入率	町内会加入率推移	高齢化率推移	14歳以下人口比率	15～64歳人口比率	65歳以上人口比率							
1	勝部	573	57	-12.1%	55	90.2%	7	-7.2%	56	8.7%	3.8%	60	48.5%	57	47.6%	3
2	小鷲河	475	59	-14.6%	59	90.9%	4	-2.4%	33	8.4%	4.4%	59	47.6%	60	48.0%	2
3	散岐	1483	40	-11.7%	53	87.1%	12	-0.2%	13	6.7%	10.7%	36	52.5%	46	36.7%	20
4	湖南	2062	33	-5.4%	35	70.8%	34	-2.4%	33	6.6%	9.4%	42	50.5%	52	40.1%	11
5	瑞穂	1162	44	-4.0%	26	84.9%	16	-3.2%	40	6.5%	9.5%	41	57.9%	24	32.6%	31
6	八上	591	56	-6.2%	39	85.5%	15	-5.6%	51	6.1%	8.3%	49	52.8%	43	38.9%	16
6	日置	982	51	-12.3%	56	89.8%	10	-1.2%	22	6.1%	5.7%	58	49.5%	54	44.8%	5
6	谷	1544	39	-15.2%	60	86.5%	14	9.8%	1	6.1%	10.8%	35	52.6%	44	36.7%	20
9	佐治	1958	34	-13.3%	57	90.3%	5	-6.1%	53	6.0%	5.8%	57	47.7%	59	46.5%	4
10	明治	1198	43	-8.3%	43	76.6%	27	-1.5%	26	5.8%	8.5%	48	55.0%	39	36.5%	23
52	大正	5380	11	18.7%	2	55.8%	52	-13.1%	61	2.3%	13.8%	14	59.7%	16	26.5%	48
53	修立	3871	21	-5.0%	32	68.2%	41	1.5%	10	2.1%	13.9%	13	55.2%	38	30.9%	35
54	箕霧	5152	13	1.4%	8	70.2%	37	-3.7%	44	2.0%	14.8%	11	58.0%	22	27.2%	44
55	豊実	1088	49	-4.4%	28	54.3%	53	1.9%	8	1.9%	8.1%	51	48.2%	58	43.8%	6
56	浜坂	7817	2	5.5%	4	65.3%	45	-3.3%	42	1.8%	18.8%	1	60.2%	15	21.0%	55
57	久松	4931	14	-4.4%	28	77.4%	25	-3.2%	40	1.6%	13.4%	17	55.5%	33	31.1%	33
57	勝谷	1632	37	-5.9%	38	66.7%	44	-0.8%	20	1.6%	12.2%	28	55.7%	31	32.1%	32
59	城北	7294	4	-8.2%	42	70.8%	33	5.5%	4	1.1%	17.9%	3	61.5%	7	20.6%	56
59	富桑	3416	26	3.7%	6	54.2%	54	-4.6%	46	1.1%	13.0%	18	58.7%	20	28.3%	42
61	遷喬	2329	31	-3.2%	23	69.5%	40	-5.1%	49	0.8%	11.0%	33	54.3%	40	34.7%	26

※人口変動率、町内会加入率推移、高齢化率推移は平成29年と平成25年(人口と世帯:9月30日現在、町内会:4月1日現在)との比較

上位10

下位10

6. 鳥取市市民自治推進委員会について

鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

(1) 委員長・副委員長

委員長 中川 玄洋

副委員長 下澤 理如

(2) 委員名簿 (任期：平成29年4月～平成31年3月)

区分	氏名	備考
学識経験のある者 (2人)	佐藤 匡	鳥取大学地域学部准教授
	上田 雅稔	弁護士
民間団体に属する者 (5人)	下澤 理如	鳥取市自治連合会副会長
	佐々木ちゑ子	鳥取市連合婦人会会長
	谷口 拓史	(公社)鳥取青年会議所 副理事長 (平成29年4月～平成30年3月)
	藤田 良二	(公社)鳥取青年会議所 副理事長 (平成30年4月～平成31年3月)
	中川 玄洋	(特非)学生人材バンク 代表理事
	安田 里菜	とっとり若者地方創生会議メンバー (平成29年4月～平成30年3月)
	大島 健太郎	とっとり若者地方創生会議メンバー (平成30年4月～平成31年3月)
公募による者 (3人)	有田 裕	「猪子の美しい農地・水をみんなで守ろう会」会長
	池井 輝夫	(社福)敬仁会副理事長
	鈴木 伝男	城北地区自治連合会副会長

(3) 開催実績

年度	回	開催日	主な協議内容
平成29年度 (6回開催)	第1回	平成29年4月28日	委嘱状の交付、委員長の選出、今年度の活動計画 市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審査 会委員の選出について
	第2回	平成29年6月27日	市民まちづくり提案事業(協働事業部門(行政提 案型事業))交付申請団体の審査 「参画と協働のまちづくりフォーラム(仮)」に ついて
	第3回	平成29年8月1日	市民まちづくり提案事業協働事業部門(行政提 案型事業)交付申請団体の審査 委員会における調査・審議の内容について
	第4回	平成29年9月1日	鳥取市の現状と課題について 安心して楽しく暮らせる地域の拠点について
	第5回	平成29年10月5日	市民まちづくり提案事業協働事業部門(行政提 案型事業)交付申請団体の審査 平成29年度市民活動表彰者の選考
	第6回	平成30年3月26日	来年度活動方針、計画等の検討 委員会活動報告書について

年度	回	開催日	主な協議内容
平成 30 年度 (6 回開催)	第 1 回	平成 30 年 5 月 1 日	市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について 平成 30 年度活動計画（案）について 「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催について 協働のまちづくりに関するアンケートと意見交換の実施状況について
	第 2 回	平成 30 年 6 月 28 日	市民活動の推進について 地域組織のあり方検討について
	第 3 回	平成 30 年 8 月 7 日	市民まちづくり提案事業協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査について 参画と協働のまちづくりフォーラムについて 地域組織のあり方検討の状況について
	第 4 回	平成 30 年 10 月 11 日	市民活動表彰者の選考について 参画と協働のまちづくりフォーラムについて 地域組織のあり方検討の状況について
	第 5 回	平成 31 年 1 月 28 日	参画と協働のまちづくりフォーラムについて 市民自治推進委員会意見書について
	第 6 回	平成 31 年 3 月 19 日	参画と協働のまちづくりフォーラムについて 市民自治推進委員会意見書について

平成31年度 地域組織のあり方検討 試行的な制度の見直しについて

1 目的

本市では、平成20年を協働のまちづくり元年とし、まちづくり協議会の設立を呼びかけるとともに、助成金の交付や関係者を対象とした研修会を開催するなど必要な支援を行ってきました。

それから10年が経過し、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、地域のつながりの希薄化など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域によっては、人材や資金の不足など組織や活動の維持存続に不安を抱えておられる状況があります。

このような状況を踏まえ、地域と共に地域組織のあり方の検討を進めており、平成29年度に実施したアンケートや意見交換、平成30年度に実施したモデル地区との話し合い（平成31年度も募集予定）やフォーラムの結果などを踏まえ、平成31年度から試行的に制度の見直しを実施します。

2 試行的な制度の見直し

平成31年4月から、希望される地区において、以下の取り組みを試行的に実施します。地区公民館の地域運営などは、引き続き、平成31年度に制度のあり方の検討を進めます。

① まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化

概要	まちづくり協議会と公民館運営委員会の委員に多くの重複があること、地域の課題解決に向けた活動と学習のより一層の連携が求められることから、組織の一体化を行う。
調整事項	まちづくり協議会の活動内容へ生涯学習事業を加える（地区） 公民館条例施行規則の改正（教育委員会）（改正内容は参考資料5のとおり）

② まちづくり協議会と地区公民館に関連する補助金等の一括交付

概要	まちづくり協議会と地区公民館の事業に類似重複する部分があること、補助金等について煩雑な事務処理の改善や地域が裁量をもって一体的に事業を行うことができる環境づくりが求められることから、関連する資金の一括補助を行う。
調整事項	関連する予算の見直し（地域振興局、教育委員会） 新たな補助要綱の整備（地域振興局） ※ まちづくり協議会を対象に、関連予算に記載の合計額を補助金（定額）として一括して交付（交付要綱は参考資料6のとおり）
関連予算	コミュニティ育成支援事業 運営補助5万円、活動補助40万円 生涯学習委託事業 33万9千円＋バス借上料相当額 公民館運営費 約7～9万円（消耗品費、印刷製本費、役務費など 世帯数で変動）

※ 地域が主体となった、まちづくり（住民自治）と社会教育の一体的な推進

上記に並行して、まちづくり（住民自治）と社会教育の関係、地区公民館の位置づけや果たす役割、関連する研修内容の充実などについて、地域と共に検討を進めます。

3 今後の取り組み

まちづくり協議会の研修会や地区公民館の会議などで新たな取り組みについて説明を行います。希望される地区において、実際に事業等を進めていただく中で、試行的な制度の評価を行います。

また、平成31年度も引き続き、地域組織のあり方を共に考えていただくモデル地区を募り、市の制度や支援のあり方について検討を進めます。

鳥取市公民館条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
○ 鳥取市公民館条例施行規則 昭和45年4月1日 鳥取市教育委員会規則第1号 第1条 ～ 第4条 （略） （運営委員会） 第5条 公民館事業の円滑な運営を図るため、地区公民館に運営委員会を置く。 2 前項の運営委員会の委員の定数は、原則として20人以内とし、館長がこれを委嘱する。 <u>3 館長が認める場合は、対象地区における公民館事業に対し、地域住民の意向を適切に反映することのできる組織をもって第1項の運営委員会に充てることができる。</u> 第6条 ～ 第11条 （略） 附 則 （略）	○ 鳥取市公民館条例施行規則 昭和45年4月1日 鳥取市教育委員会規則第1号 第1条 ～ 第4条 （略） （運営委員会） 第5条 公民館事業の円滑な運営を図るため、地区公民館に運営委員会を置く。 2 前項の運営委員会の委員の定数は、原則として20人以内とし、館長がこれを委嘱する。 第6条 ～ 第11条 （略） 附 則 （略）

鳥取市地域組織支援モデル事業一括交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域組織支援モデル事業一括交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり協議会

地区公民館の設置区域を単位とし、地域住民や各種団体等が地域の身近な課題解決に向けた取組を行うことを目的に組織された地域組織をいう。

(2) 地域コミュニティ計画

地区公民館の設置区域を範囲とし、まちづくり協議会が地域のコミュニティ活動等の活性化を図るため策定する地域づくりの目標や課題解決に向けた取組等を盛り込んだ計画をいう。

(交付目的)

第3条 本交付金は、地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために学びの成果を生かした住民主体の地域づくりを实践する地域組織への支援を目的として交付する。

(補助対象事業等)

第4条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、本交付金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）及び本交付金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれ別表に定めるところによるものとする。ただし、国又は地方公共団体から別の補助金等を受けて実施する事業は、補助対象事業から除く。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、本交付金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付金の算定等)

第6条 本交付金の額は、別表に定めるところにより算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更にする。

(1) 本交付金の増額

(2) 本交付金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本交付金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第10条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本交付金は、概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を越えない日又は当該交付金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第2号によるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本交付金について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

補助対象事業内容	補助事業者	補助対象経費	補助率	限度額
(1) 地域住民や自治会、各種団体がお互いに連携・協力をしながら、地域住民が主体となって身近な地域課題の解決を図り、地域をより良いものにしていく取組 (2) 地域の実態（地域課題）に応じた地域コミュニティの維持や活性化、人材育成及び地域のつながりづくりを目的とした教育活動	まちづくり協議会（鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金を受け事業を行うまちづくり協議会を除く。）	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 解償費・謝金 (2) 賃金 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 委託費 (8) 使用料及び賃借料 (9) 備品購入費 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) その他市長が特に必要と認める経費	10/10（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	935千円に次の拠点運営費を合せた金額とする。 拠点運営費 当該設置区域の世帯数 ～ 499 75 千円 500～ 999 83 千円 1,000～1,999 86 千円 2,000～2,999 90 千円 3,000～ 97 千円

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金

目的

地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」の経費の一部を助成し、市民活動の活性化や協働によるまちづくりの推進を図る。

＜市民活動促進部門＞

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金(市民活動促進部門)審査会にて審査

審査委員：5名以内(鳥取市市民自治推進委員から1名)

委嘱期間：委嘱日から令和2年3月31日まで

コース	創造的な市民活動事業 (スタート型)	公益的な自主事業 (ステップアップ型)
趣旨	活動をこれから始める又は始めたばかりの市民活動団体を応援するもの	既に活動している市民活動団体の活動をさらに充実・発展するよう応援するもの
助成上限額	10万円	20万円
助成率	10/10	4/5
申請ができる団体	設立後3年未満の団体 1団体につき1回限り	設立後1年以上の団体 1団体につき3回まで(スタート型含む)
助成件数	2団体程度	4団体程度
実績	(助成団体数/申請団体数) H28年度 0団体/1団体 H29年度 申請なし H30年度 申請なし	(助成団体数/申請団体数) H28年度 7団体/10団体 H29年度 4団体/4団体 H30年度 1団体/1団体

＜協働事業部門＞

鳥取市市民自治推進委員会にて審査

コース	行政提案型事業
趣旨	市の示す行政課題の解決のため団体が企画立案する事業で、市との協働により行政課題の効果的な解決が期待できるもの
助成上限額	40万円
助成率	10/10
申請ができる団体	市民活動団体等の団体
助成件数	1団体
実績	H28年度 ◎ 文化財建造物の活用による歴史と文化の香りに満ちた活力あるまちづくりにつながる事業 (助成団体数/申請団体数) 1団体/1団体 ◎ 佐治町の観光振興につながる事業 (助成団体数/申請団体数) 1団体/1団体

	H29 年度 ① 「砂像のまち鳥取」推進につながる事業 (助成団体数／申請団体数) 1 団体／1 団体 ② 地域資源活用による街なか暮らし魅力創出につながる事業 (助成団体数／申請団体数) 0 団体／1 団体 ③ 女性の活躍推進につながる事業 再募集 (助成団体数／申請団体数) 1 団体／1 団体 H30 年度 ① 文化芸術による街なかの賑わい創出につながる事業 (助成団体数／申請団体数) 1 団体／1 団体
--	--

資料4-1

平成31年度(令和元年度)～令和2年度 市民自治推進委員会 スケジュール(案)

	平成31年度(令和元年度)				令和2年度							
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月				
委員会開催月目安	①	②③	④	⑤⑥	①	②③④	⑤⑥⑦	⑧⑨⑩				
委嘱状の交付、委員長の選出	●											
活動計画の確認	●				●							
市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審査会委員の選出	●				●							
市民まちづくり提案事業(協働事業部門)の審査			●			●						
市民活動表彰者の選考				●			●					
参画と協働のまちづくりフォーラム	実施時期・方向性の決定		準備・実施(実施については令和2年度中)									
委員会活動報告書の作成				活動報告書の作成	取りまとめ							
委員会意見書の提出								内容の検討・作成 提出				
自治基本条例の見直し答申			(必要に応じて31年度から審議)		見直し審議			答申内容の検討・作成 答申				
地域組織のあり方検討	検討状況は随時委員会で報告											

平成31年度の活動内容（案）について

1 活動方針

- ① 自治基本条例の周知及び活用を推進すること
- ② 自治基本条例の適切な運用についての調査・審議に関すること
- ③ その他の参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項についての調査、審議に関する
こと
- ④ 「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書」の取りまとめに関すること

2 想定される調査、審議事項

- ・ 市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査
（第3回委員会にて予定 H30 審査対象実績：1団体）
- ・ 市民活動表彰被表彰者の審査
（第4回委員会にて予定 H30 審査対象実績：2団体）
- ・ 自治基本条例の適切な運用についての調査・審議
- ・ 先進的活動団体との勉強会
- ・ 「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催
- ・ 地域組織のあり方検討についての審議
- ・ 市民活動の推進についての審議
- ・ 平成31年度及び任期中の活動の総括と鳥取市市民自治推進委員会活動報告書の取りまとめに関する
こと（3月）

3 年間のスケジュール

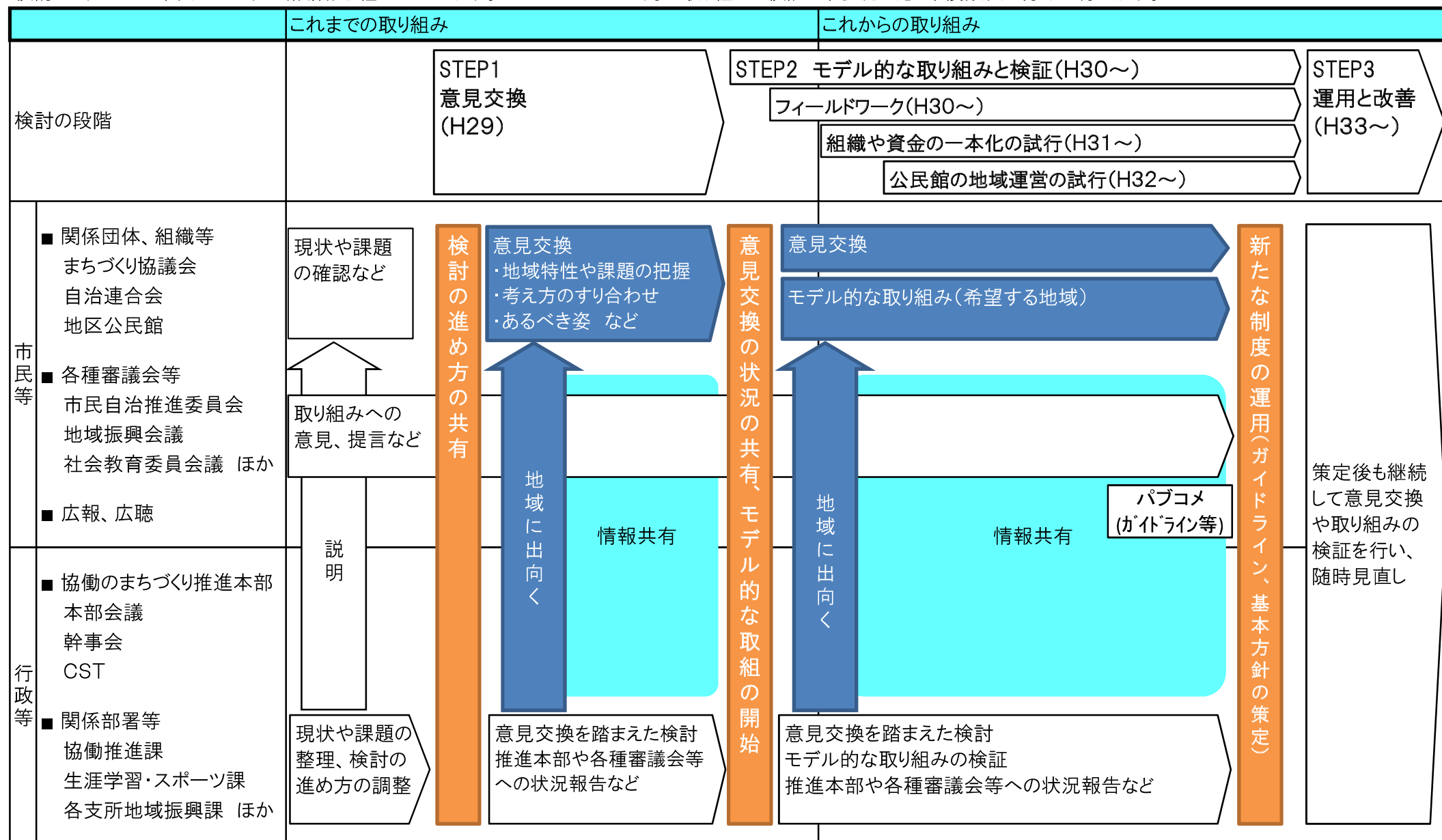
回数	時 期	主な審議事項等
1 回	4 月下旬	○ 委嘱状の交付、委員長の選出 ○ 任期中の市民自治推進委員会の活動計画の確認について ○ 市民まちづくり 提案事業(市民活動促進部門) 審査会委員の選出について ○ 参画と 協働のまちづくりフォーラムについて(検討)
2 回	6 月下旬	○ 先進的活動団体との勉強会について(検討) ○ 参画と 協働のまちづくりフォーラムについて(検討)
3 回	7 ～8 月	○ 市民まちづくり 提案事業助成金協働事業部門(行政提案型事業) 交付申請団体の審査(申請団体のプレゼンテーション) ○ 先進的活動団体との勉強会の実施 ○ 参画と 協働のまちづくりフォーラムについて(検討)
4 回	9 ～1 0 月	○ 市民活動表彰被表彰者の審査 ○ 参画と 協働のまちづくりフォーラムについて(準備) ○ 自治基本条例の見直しについての審議
5 回	1 月	○ 参画と 協働のまちづくりフォーラムについて(準備) ○ 委員会活動報告書の策定についての検討 ○ 自治基本条例の見直しについての審議
6 回	3 月	○ 今年度の活動の総括 ○ 委員会活動報告書の取りまとめについて ○ 来年度活動方針、計画等の検討

※ 委員会での議論において変更の可能性があります

協働のまちづくり推進本部(H29.8.7決定、H30.6.4更新、H31.2.4更新)

地域組織のあり方検討(協働のまちづくりガイドライン、地区公民館の活用の基本方針)の進め方イメージ

検討に当たっては、次のステップ(段階)を経ることとします。STEP2のモデル的な取り組みと検証は、状況に応じ、複数次に分けて行います。



平成30年度 参画と協働のまちづくりフォーラム 概要

日 時 平成30年12月2日(日) 13:30～16:30

場 所 人権交流プラザ

(当日日程は意見書15P参照)

参加人数 99名(内地区関係者86名)

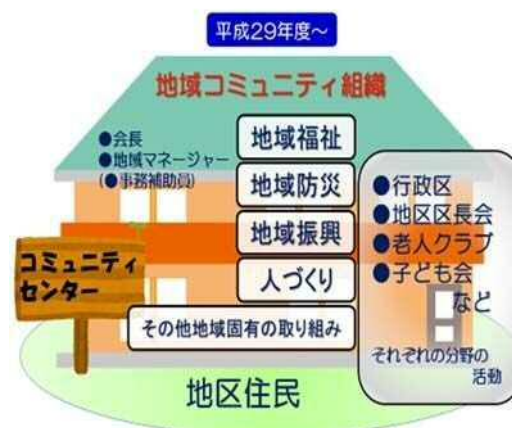
1. 講演会

講師：豊岡市政策調整課 井上靖彦 氏

- ・モデル地区の取組み(H26～H28)
- ・地域コミュニティに関する条例施行(H28.9)
- ・地域コミュニティ組織を認定(H29.4)

(市からの運営支援)

- ・コミュニティづくり 交付金の交付(地域雇用職員の人件費、組織運営・活動費支援)
- ・コミュニティ活性化交付金の交付
- ・地域マネージャーの配置、人材育成



2. 発表会

発表：鳥取市企画推進部地域振興局長 安本哲哉、宮下地区公民館長 横山浩 氏、
佐治地区まちづくり協議会会長 小谷繁喜 氏

○まちづくりの取り組み開始から10年が経過して(課題)

宮下	・地区としての目標を定め、公民館とまちづくり協議会が一体となって取り組んでいる ・公民館運営委員会とまちづくり協議会の役員の多くが兼務している ・活動資金の流れが分かれているため事務処理が煩雑
佐治	・少子高齢化による地域と学校の連携や地域活動の担い手や後継者の不足 ・生活に必要なサービスや機能の縮小・後退に対する不安 ・行政まかせ、行政頼りから住民主体の取り組みへの転換の必要性

○地域がめざす姿

- ・組織と資金の流れを一本化し、地区内の様々な取り組みを一体的に進めていく。

○市に期待すること

- ・地区公民館とまちづくり協議会を一体化し、社会教育と地域づくり・コミュニティ活動を効率的・効果的に取り組む。
- ・市からの活動資金の一本化、公民館の地域運営に伴う人件費を含めた一本化。
- ・公民館を地域活動の拠点として、さらに活用するための施設の整備や充実。

3. パネルディスカッション

パネリスト：豊岡市 井上靖彦 氏、宮下地区まちづくり協議会会長 田中道春 氏、
佐治地区まちづくり協議会会長 小谷繁喜 氏、鳥取市長 深澤義彦

コーディネーター：実行委員会委員長 中川玄洋 氏

【組織体制について】

宮下 佐治：地域組織・役職の重複が多く無駄が多いため組織・資金の一本化を望む。

豊岡：豊岡市は、一括交付金としてコミュニティづくり交付金を制度化したが、地域に継続してほしい事業もあるため、全ての補助金を一本化することはできなかった。

市長：人、資金の流れを整理し、わかりやすくしたほうが良いのではないかと思います。行政から依頼する委員などについても、地域の状況を確認し、柔軟に人数等を調整していけるよう研究したい。

豊岡：豊岡市は、平成26年度から公民館とコミュニティを一体に進めるということで、地域コミュニティと社会教育を1部署で担当して検討を進めたため、スムーズな条例施行となった。公民館条例は廃止し、コミュニティセンターで公民館がすべき人材育成を継続するよう条例に規定した。

【住民意識の向上について】

宮下：住民への活動の周知をしっかりと行いたい。

豊岡：自慢大会という地域が行った活動を発表し合う機会を設けた。

佐治：まちづくり協議会では今年から事業評価を行っており、自分達で事業の目的を考え、その達成度を評価し、翌年の計画に反映させる取組みを始めた。

市長：住民意識を深めることは増々重要になってくる。他地区の取組みを鳥取市が紹介することも重要だと思う。

【まとめ】

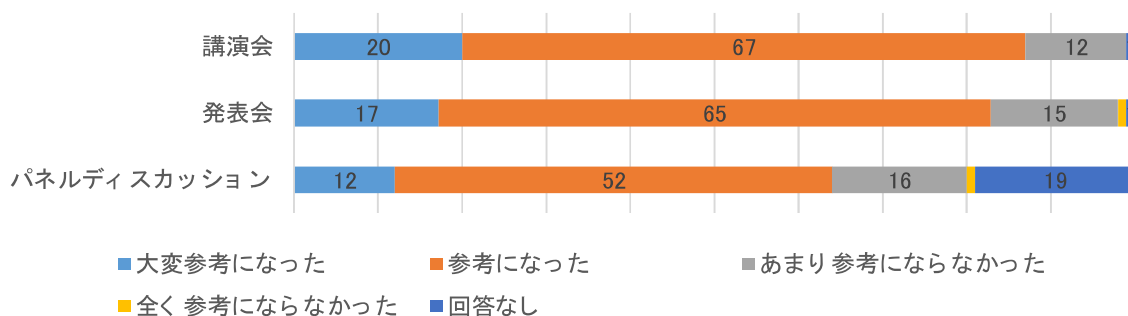
佐治：合併地域の中で一番人口減少や高齢化が突出している。できることから少しずつ住民主体で取り組んでいくことが大事。

宮下：フィールドワークではコーディネーターに引っ張ってもらい課題が明確になった。こうした専門家を市に支援していただきたい。

市長：地域の特性や強みを生かした地域運営を行っていただきたい。来年度以降、具体的に地域の実情や時代に即した制度、支援の見直しを行いたい。

4. アンケート

概ね、参考になったとの評価をいただいた。



＜主な意見＞

- ・豊岡市は思い切り組織改革されている。目的を達成しやすい構造であると感じた。
- ・同様の課題・問題が多い。組織や活動の洗い出しが必要である。
- ・地区公民館、まちづくり協議会の位置づけの明確化が必要。行政側の改革を期待している。
- ・地区全体で事業の棚卸しの必要性を感じた。まちづくり事業の評価の仕組みを考えたい。

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日時	平成21年1月30日(土)13時30分～16時00分	平成21年11月7日(土)13時30分～16時00分	平成23年1月22日(土)13時30分～16時10分
会場	鳥取市解放センター 大ホール	国府町中央公民館 多目的ホール	鳥取市民会館 大ホール
参加者	人	250人	200人
内容	・開会 竹内鳥取市長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 10人(団体) ・活動事例発表 中嶋須美子 「民話が育んだ出会いとふれあい」 ○日和(えんぴより) 「しゃんしゃんで彩るふるさとづくり」 ・意見交換 テーマ:市民が主役のまちづくり 進行 大久保良隆(市民自治推進委員会委員長) パネラー 安倍幸伸((社)鳥取青年会議所会員) 小原み幸(鳥取市市民活動委員会委員) 福井正樹(若葉台地区まちづくり協議会 「まちづくりWAKABADAI」副会長) 林 由紀子(鳥取市副市長) ・まとめ 家中 茂(フォーラム実行委員長) ・閉会	・開会 林鳥取市副市長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 4人(団体) ・活動事例発表 村山千代子 「ハーモニーの音色に魅せられて」 愛・やすらぎ川柳実行委員会 実行委員 前田孝子 「愛・やすらぎ川柳」のあゆみ ・アトラクション 国府東小学校「国府東太鼓」、「因幡の傘踊り」 ・講演 演題:二番丁地区コミュニティ協議会の取り組みについて 講師 高松市二番丁地区コミュニティ協議会 石田雄士会長、吉田治企画委員長 ・意見交換 テーマ:魅力と活力あるまちづくり 進行 大久保良隆(市民自治推進委員会委員長) パネラー 臼井宏昌(美保南地区まちづくり協議会事務局長) 山崎豪太郎(まちづくり・いきいき成器の会会長) 福山裕正(鳥取ふるさとUI[友愛]会会長) 助言者 石田雄士、吉田治 ・まとめ 大久保良隆(フォーラム実行委員長) ・閉会	・開会 竹内鳥取市長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 11人(団体) ・活動事例発表 鳥取西地域キャラバンメイト連絡会 会長 山田節子 「高齢者の笑顔のために ともに手をつなぐ」 ・地域(みんな)の楽校(がっこう)づくりの会 前田伸二 「楽校づくりで散岐を元気に」 ・アトラクション 城北ファミリーバンド 「勇気100%」「ありがとう」「どんなときも」 中ノ郷ふるさとくらぶ 「さいとりさし」 ・講演 演題:「妖怪によるまちづくり・境港市観光協会の挑戦」 講師 境港市観光協会 会長 榎田知身氏 ・まとめ 大久保良隆(フォーラム実行委員長) ・閉会
事業費	336,005円	452,086円	424,000円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数15人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数15人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数11人)

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
日時	平成23年11月5日(土)12時30分～16時10分	平成24年12月2日(日)13時00分～16時15分	平成25年12月7日(土)12時30分～16時00分
会場	河原町中央公民館 大講堂	さざんか会館 市民活動フェスタと合同開催	さざんか会館 市民活動フェスタと合同開催
参加者	170人	650人(全体)	800人(全体)
内容	・開会 坂本悦子実行委員長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 5人(団体) ・アトラクション ユウト(吉本興業 鳥取に住みます芸人) ・パネルディスカッション テーマ:「中山間地域を元気に！若い世代のまちづくり実践」 パネリスト 谷村敬子(カップ手話サークル会長) 鳥谷一弘(グリーンツーリズム用瀬会長) 金田 透(金田ありのみ農園) 水川侑也(えんがわ事業実行委員会前委員長) コーディネーター 竹川俊夫(鳥取大学地域学部准教授) ・まとめ 大久保良隆(鳥取市市民自治推進委員会委員長) ・抽選会 「鳥取南部マルシェ」出店団体及びユウトさんの協力 ・閉会	・開会 竹内房男実行委員長、竹内鳥取市長 ・オープニングイベント ○ 日和(えんぴより) しゃんしゃん踊り ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 7人(団体) ・活動事例発表 河原町民俗行事を語る会 会長 谷 幸彦(市民活動表彰団体) 「河原町の民俗行事」 ・(特)いんしゅう鹿野まちづくり協議会 会長 佐々木 千代子 「いんしゅう鹿野のまちづくり」 ・アトラクション 警察犬「カリンとフーガ」 じゃんけん大会 ・閉会	・開会 竹内房男実行委員長、竹内鳥取市長 ・オープニングアトラクション 鳥取JAZZ実行委員会 JAZZコンサート ・市民活動表彰 被表彰者 2人 ・パネルディスカッション 「住みよいまちづくりに向けて」～防災について考える～ (パネリスト) 土師 高文氏(ほっと大正まちづくり協議会会長) 諸家 紀子氏(鳥取県ろうあ団体連合会事務局次長) 富山 茂氏(鳥取市防災調整監危機管理課長) 中島 陽一氏(鳥取市福祉保健部次長兼高齢社会課長) (コーディネーター) 松原 雄平氏(鳥取大学工学部付属地域安全工学センター長) (アドバイザー) 竹内功鳥取市長 ・アトラクション 鳥取大学奇術部マジックショー みんな集まれ！！ビンゴ大会 ・閉会
事業費	418,457円	339,230円	301,533円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数13人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数11人)	市民活動団体の代表者と市民自治推進委員会1名(委員数7人)

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日時	平成26年11月9日(日)10時00分～12時30分	実施せず	平成28年7月31日(日) 13時30分～16時00分
会場	鹿野町老人福祉センター しかの和泉荘(鹿野町今市651-1)		さざんか会館
参加者	90人(全体)		100人(全体)
内容	・開会 渡邊勘治郎実行委員長 ・オープニングアトラクション 逢鷺太鼓 ・市民活動表彰 被表彰者 6人(団体) ・パネルディスカッション 「中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える」 (パネリスト) 荒尾 淳子氏(ことり舎) 成瀬 望氏(八百屋barものがたり) 大石 剛史氏(014(おーいし)いちご代表) 松尾 慶輔氏(前鳥取市若者会議メンバー) (コーディネーター) 佐藤 匡氏(鳥取大学地域学部講師) (アドバイザー) 深澤義彦市長 - 入浴券プレゼント ・閉会		・開会 佐藤 匡実行委員長 ・パネルディスカッション 「町内会って必要なの!？」 (パネリスト) 下澤 理如氏(鳥取市自治連合会副会長) 三宅 一起氏(鳥取市ふるさとUI(友愛)会 会員) 山田 晃裕氏(鳥取大学大学院地域学研究科) 安田 里菜氏(鳥取大学地域学部地域政策学科) 鳥羽 努 氏(鳥取大学地域学部地域政策学科) (コーディネーター) 佐藤 匡氏(鳥取大学地域学部准教授) (オブザーバー) 深澤義彦市長 - 消費者寸劇 - 鳥取ふるさとUI会 抽選会 ・閉会
事業費	290,609円		265,313円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数13人)		市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数11人)